

運輸委員會會議錄 第十八号

昭和三十七年三月二十八日(水曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 簡牛 九夫君

理事 關谷 勝利君 理事 高橋清一郎君

理事 塚原 俊郎君 理事 福家 俊一君

理事 山田 彌一君 理事 井岡 大治君

理事 久保 三郎君 理事 肥田 次郎君

理事 伊藤 郷一君 理事 宇田 國榮君

理事 川野 芳滿君 理事 木村 俊夫君

理事 佐々木義武君 理事 壽原 正一君

理事 砂原 格君 理事 竹内 俊吉君

理事 西村 英一君 理事 細田 吉藏君

理事 増田甲子七君 理事 三池 信君

理事 石村 英雄君 理事 加藤 勘十君

理事 勝澤 芳雄君 理事 田中織之進君

理事 楠 兼次郎君 理事 内海 清君

出席國務大臣

運輸大臣 齋藤 昇君

出席政府委員

運輸政務事官 有馬 英治君

運輸事務官 廣瀬 眞一君

(大臣官房長)

運輸技官 藤野 淳君

(船舶局長)

委員外の出席者

日本国有鉄道副 吾孫子 豊君

總裁 日本国有鉄道常 中村 卓君

務理事 日本国有鉄道常 関 四郎君

務理事

三月二十六日

委員佐々木義武君及び石村英雄君辭任につき、その補欠として館林三喜男君及び武藤山治君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員館林三喜男君辭任につき、その補欠として佐々木義武君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員武藤山治君辭任につき、その補欠として石村英雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員矢尾喜三郎君辭任につき、その補欠として楠兼次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員楠兼次郎君辭任につき、その補欠として矢尾喜三郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日、の會議に付した案件

小委員の追加選任に関する件

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

日本国有鉄道の経営に関する件

○簡牛委員長

これより會議を開きます。

この際、小委員の追加選任についてお諮りいたします。

すなわち、觀光に関する小委員の員数を十三名とし、小委員に簡牛九夫君を指名いたしたいと存じますが、これに御異議がございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○簡牛委員長

御異議なしと認め、さ

よう決します。

○簡牛委員長

モーターボート競走法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。宇田國榮君。

○宇田委員

モーターボートの競走による収益金が地方財政に貢献していることは、皆様方も御承知であります。

私は、先年觀光使節としてモンテカルロ、モナコに参りましたが、ばくちでもっていわゆる財政を立てておるところであります。ところが、これは全くのいわゆるかけごとの標本ともいえるべきものであります。わが日本の競馬、競輪、なかならずモーターボートの競走は、同じかけごとの中でも非常に大衆性があり、そしてまた、明朗な競技だとは信じておるのであります。

そこで、ことに競輪や競馬などと違つた点は、その収益の一部が海事思想の高揚になり、あるいは海難防止等、各種の事業に有効に使用されておるといふ点でございます。これらについて、船舶局長からでよろしうございします。最近、このモーターボートの競走による収益がどういふ方面に使われておるかというところを、この際一つ述べていただきたいと思います。

○藤野政府委員

モーターボート競走法は、法律の冒頭の趣旨のところに掲げてありますように、造船関係事業の振興あるいは海難防止事業等の振興

というところが、われわれの所管の行政に直結している仕事なのでございまして、収益の一部は、十九条の交付金として全連に交付されまして、運輸省の監督のもとにいろいろの事業振興に充てておるわけでございます。大きく分けまして造船関係事業の振興と海難防止関係事業の振興の二つに分かれるわけでございますが、振興事業をどういふふうに行うかという点でございます。御承知のように、貸付、補助、委託というふうに分かれておるわけでございます。造船関係事業の振興は、もちろん、政府予算によりましてそれぞ

れの振興をいたしておりますけれども、予算にもいろいろの限度がございまして、なかなか思うように参らないのでございまして、造船関係事業の振興の眼目はどこにあるかと申しますと、やはり年々激化して参ります受注の国際競争市場におきまして、コストの面、品質の面、その他の面におきまして、西欧諸国に対して優位を占めるために、あらゆる努力をしなければならぬわけでございますが、なかならず日本の造船業の最も弱点とされております点は、関連工業の点でございます。関連工業は、中小企業に依存する点がまことに大きいのでございまして、中小企業は、御承知のように、設備の近代化も非常におくれておりますし、技術も必ずしもレベルが高くないのでございまして、また生産の体制が多岐少量ということで、コストも西欧諸国に比べてかなり高いのでございまして、

運輸省としましては、数年来、重点的に造船関連工業の振興に力をいたしております。そこで、この十九条の交付金をどのように使っておりますかというところ、まず、輸出の振興でございます。輸出振興のための海外市場の調査とか、あるいは海外の宣伝といったようなことをやっておりますが、先ほど申し上げましたように、造船関連工業は中小企業が非常に多いのでございまして、これらの事業者団体は、独力でこのような海外市場調査とかあるいは宣伝というようなことをなし得ない現状でございますので、補助金を交付するとか、これに委託をするというようなことで、船舶機関の海外市場調査、あるいは船舶機関等のカタログを作りまして、あるいは船舶関係の技術の講習会をやつたりという、さまざまのことをやっております。

第二に、品質の改善ということをやっておりますが、これもあらゆる大きな問題もこまかい問題もございしますが、価格低減の問題とともに、品質、性能を改善して国際水準にまで向上させることが国際輸出競争に打ち勝つための要件でもありますので、十九条交付金をもって品質改善に関する種々の調査、研究を行ない、品質改善に努力いたしております。それから企業間の合理化でございますが、これもまず、造船関連工業会という外郭団体がございますが、この造船関連工業会を活用いたしまして、企業診断を実施いたします。そしてその中から選びまして、い

ろいろな経営指導、あるいは設備の改善とか、あるいは工程管理というようになにか問題につきまして、指導をいたしております。それらの設備の近代化ということが非常に大きな問題であります。これは所要資金を貸し付けることによって、設備の近代化に大きな寄与をして参っております。

海難防止関係の事業——海難防止関係は、国内でも強力な振興事業をやる団体がございます。日本海難防止協会あるいは日本水難救済会を通じて、数年来、この交付金をもちまして海難防止の周知宣伝、施設整備、あるいは救難艇の建造補助というような、実質面で振興をはかつておる次第であります。

宇田委員 海難防止で、日本短波放送によって、毎朝五時五十分から日本沿岸、近海漁船に対し、海上気象の通報を行なっております。これもやっておりますか。

藤野政府委員 海上気象の通報は、全モ連が直接日本短波放送に委託して実施しております。

宇田委員 それから、十九条の交付金とは違って、水難奉仕隊というのがあって、これは暴風雨あるいは洪水などを生じた場合、海上保安庁や関係警察等と連絡をとって救援に当たっております。このような状態に聞いておりますが、たとえば伊勢湾台風の際、三重県の奉仕隊の活動等は、非常に新聞などで報道されておるようであります。その点はどうかございますか。

藤野委員 ただいまの事業は、地方の競走会が、これも実施事業として活発にやっております次第であります。

宇田委員 御承知の通り、日本は、

敗戦後四四%の国土を失って、人口、食糧問題の解決は、移民をやるとか、あるいは産業奨励をやるとか、あるいは開拓開墾をやるとか、あるいは優生学的見地から産児調節をやるとか、いろいろありますが、何と云っても、敗戦後の日本は、海にある宝庫を開拓する、海の資源を大いに活用するという意味からも、私はモーターボートによる海事思想の普及によって益することが多いという感を持っております。

なるほど競馬、競輪も大いに大衆性がありますが、これはやはり競馬、競輪とは大いに内容が違っております。ものであつて、むしろ運輸当局は、これに対しては指導、啓蒙をされたら、いい方向に進むのではないかと。もっとも、選手訓練、あるいはこれらの知徳の養成、これらに重点を置いていたならば——御承知の通り、キャパレ——あるいは高級料理屋やレストラン等は、一部階級の行くところであつて、これらはむしろ社会党の方でも賛成していただかなければならぬのであります。同僚藤岡田氏のごときは、これに非常に理解を持っておられるようであります。社会党は、これに対して、大体競輪、競馬、モーターボートは反対のようでありまして、ここに御列席の方々は、仏様でも平等即差別、パーセンテージの問題で、モーターボートだけは特に御理解があるようであります。今後、運輸当局はモーターボートを善導されて、ますます発展されるように——なお、またこの改正案を見ますと、非常に時宜を得たものでありますので、これは私が逐次ここで質問いたしますと長時間にわたりますから、私はこれをもって質問を

終わります。

○蘭牛委員 勝澤芳雄君。

○藤野委員 先輩の宇田委員が該博な知識でいろいろ御質問いたしましたので、私はなるべく簡単に御質問にしたいと存じます。

この競技法の改正は、公営競技調査会の結論に基づいて立案をされたと思ふのですが、この答申の内容につきましては、私は、前回、前の法案を延期するときに質問をいたしましたので、できるだけ省略いたして参りますが、まず前提として、われわれ社会党は、これにも競輪あるいはオートレース、モーターボート、これらについては反対だ、これはもう今日廃止すべきである、こういう立場で廃止の法律を今出しておりますので、その点は、態度は鮮明になっておるわけであります。従つて、そういう立場で、質問をあまり深くしていくと、どうもモーターボート賛成じゃないだろうか、こ

う言われやすいので、われわれは、もうこれは廃止すべきだという立場で質問をいたして参りますので、一つの誤解のないようにしていただきたい、こう思います。

そこで、答申の中で特に一項目から十三項目まで出ているわけであります。モーターボート競走法の改正にあつては、この項目を、どのような項目をどういう形で取り入れて改正したかという点を、新旧対照も出ておられますから、なるべく簡単にいいですけれども、骨子をまず最初に御説明願いたい、こう思います。

○藤野政府委員 モーターボート競走法の一部改正は、他の公営競技の法律の改正と同様に、公営競技調査会の答

申を受けて、それになるべく忠実に従つて、これを内容に織り込むことを基本方針として改正案を作成した次第でございます。

あらまし申し上げますと、公営競技調査会の答申は、公営競技の好ましくない面と、それからプラスの面と、両方掲げまして、結論としては公営競技は存置する。しかし、現在以上にこの種の競技は奨励しない。公正な競技が行なわれるように監督、指導を強化するというのが精神でございます。具体的には、十三の項目にわたります。改善意向が盛られておる次第でございます。

その中で一番大きな眼目といたしますのは二つに分かれます。第一は、公正かつ円滑な競技の確保ということでございます。この点につきましては、モーターボート競走法は、従来中央団体であります全モ連が行なつておりました登録の中に、選手、ボート、モーター、審判員のほかに新たに検査員を登録事項に加えたという点が、一つの大きな改正点であります。

それから第二点としては、この種の公営競技は好ましくはないのだけれども、一応監督、指導を強化することによつて存続するというところでございまして、競技による収益の一部が関連産業の振興に使われておるけれども、新たに福祉、あるいは医療、文教、体育というような事業の振興になるべく多く使われるような趣旨を法律に明記しようというところが、答申の第六号にありまして、これを法律の目的、並びに交付金の使途、あるいは交付金を運用いたします団体に対する監督その他に規定したという点が、大きな点でございます。

います。

それから、さらに振興事業を適正に行ないましたために、また、競走に対する監督を合理化いたしますために、振興事業を行なう団体を新たに作つた点が、他の競技法には見られない一つの特色でございます。全国モーターボート競走会連合会が、競技関係と交付金による振興事業と双方を行なつておりましたのを、全モ連は競技関係に専念することにいたしました。新たに日本船舶振興会という財団法人を設立いたしました。これに対する嚴重なる監督を規定したという点が、一つでございます。

それからもう一つ、答申の第六号の、関連産業の振興以外に、新たに福祉、いわゆる公益の増進関係に使用するというところに関連いたしました。交付金の規定を追加いたしました。従来関連産業の振興に充てられておりました額のほぼ三分の一見当の交付金をさらに追加いたしました。これをおもに新たに設立されます日本船舶振興会に交付いたしました。それぞれ区分経理をすることを規定した。これらの点が改正の大きな点でございます。

さらに、選手共済事業を援護する目的で、施行者並びに競走会に対して助言あるいは勧告をすることができるよう規定を設けて、公正な競走あるいはこの種の競技の健全な発達を確保する一つの最も大きな眼目でございます。選手に対する援護と申しますか、これを強化するという趣旨の規定を一つ置いた。この点は、大きな点でございます。

ら、競走の開催日に対する規定を置いた点がございす。原則として土曜、日曜及び祭日に限る、これが原則でございす。そして現状以上に競技回数にはふやさないという規定を実質的に置いたという点がございす。

それからもう一つつけ加えますと、いろいろな騒擾事件が起きまして、いろいろ世論の批判を受けました裏には、競走関係の環境がよろしくないという点がございまして、環境を整備し、秩序をさらに高めるといふ見地から、施行者あるいは競走会に対する監督をさらに強化するといったような規定も、かなり整備しておる次第でございす。

以上のような点が、改正のおもな点でございす。

○勝澤委員 そこで、これは局長にお聞きしたいのやらどうやらよくわかりませぬけれども、一応お立場のところで、一つお考えをお聞かせ願いたいと思ふのです。

一体このモーターボート競走というのは、大衆娯楽なのか、それとも賭博なのかという点でございす。この点はずきりしているんですけれども、なかなかはっきりさせていないようです。これはどういうふうにお考えになつておられますか。

○藤野政府委員 これは公営競技全部に相通することでございますが、大衆娯楽ではありますけれども、娯楽をささえるその心理的な点は、やはり射幸的な点が娯楽の娯楽たるところだろうと思ひます。これはもう間違いない点でございす。大衆娯楽ではございす、が、やはり射幸的な点がある。これはすべてに共通な点であると思ひ

ます。

○勝澤委員 これは、答申にも賭博だと書いてあるんです。どうでしようか。私はこういうふうに見るんです。なぜ賭博だと言ふあるかという点、これをやめたら非公開の賭博の道を開く、こういうふうになつてゐるわけですね。実は、この答申の中身について少し会長の長沼さんにお聞きしたいと思つたんですけれども、きのう商工委員会に行きまして、競輪の問題で、だいたい競輪の人たちの立場から聞いておりましたので、きょうは別にお聞きし、賭博かという点をあなたにお聞きしようと思ひませぬけれども、やはりこれは大衆娯楽とは言へない。

やはり賭博性が強いものだといふことは言えると思ふんです。それは局長も納得せざるを得ないと思ふんです。結局この実態調査表を見てみましても、初めて行つたという人は少ないわけですね。プロがみな行つてゐるわけですから、これから見ましても、あまり好ましいものではない。しかし、好ましいものではないけれども、まあ置いた方がいいといふことで置くことになつたのでしようけれども、そういう点から、この調査会案を、これはほかのものとは違つて、まさに百パーセント尊重をして、この改正案が出てきたのだらうと思ふんです。そういう点からいくと、私としてはあまり好ましいとは思ひないし、また、局長の方としても、もっとほかから予算がとれば、この上がりで造船関連の振興をやらずとも、直接造船関連の振興の予算を大蔵省からもらつてこれなら、その方がいい。しかし、別のところからこつていう財源があるといふのは、

なかなか便利なものです。しかし、これが便利のために、本来の造船産業についての予算要求なり、それらについての手当といふものをやはり忘れてはならないと思ふのですが、その点はいかがでしようか。

○藤野政府委員 造船関連工業に対する振興の財源として、モーターボート競走の交付金というのは非常に大きな役割を務めておりますし、非常に大きな業績を上げて参つております。今後、競走の収益の一部である交付金に期待するところは、非常に大きなものがあるわけでございます。おつしやる通りに、これは政府の本来の行政により行なうべき振興事業でございすけれども、何分財政にも限度がございまして、また、この振興のやり方につきましても、予算にはなかなか乗りにくい点で、しかも有効な使い方もあるわけでございます。これらの点につきましても、予算の補充的な役割を従来とも務めて参つておりますし、今後とも、この交付金を活用いたしまして、日本の最大の弱点であります造船関連工業の振興を早く効果づけまして、今後の貿易自由化に対処いたしたい、かように考えておる次第でございす。

それから最初に、勝澤先生から賭博というお話がございましたが、いろいろ公営競技にもそれぞれ特徴がございす、モーターボート競走は、今後競走場の環境施設を着々と整備いたしまして、モーターボート競走をやること自体が、海軍思想の普及になり、また観光の面にもプラスになるといふような方向に持つてゐて、ただちよつと遊びに行くという格好でこの

モーターボート競走にも普通の人が行くけるように持つていくのが、本来の方向ではないか、かように考えておる次第であります。

○勝澤委員 今その話が出ましたから、私、モーターボート競走に行つたことがないものですから、よく聞いておきたいと思ふのですが、入場料は幾らで、勝舟投票券はどういうふうになつておつて、投票券が一枚幾らで、その一枚幾らのやつを、幾らをどこへやつて、幾らをどこへやつて、幾らをどこへやつて、それはどういふふうになるか。一枚のがどうなるかといふわけですね。

○藤野政府委員 勝舟投票券は、ただいまのところ一枚十円でございす。が、十枚券として百円券と、それから百枚券として千円券と、二通りの券を発売いたしております。払い戻しは、ほかの競技と同様に、百円のうち七十五円が払い戻しになり、二十五円がいろいろな経費並びに収益になります。その二十五円のうち、十三円七十四銭が施行者の開催経費であります。開催経費の中には、もちろんボートとかあるいは選手に対する賞金が含まれております。それから振興関係の財源になる十九条交付金というのが〇・九四％九十四銭でございます。それから施行者が競走の事務を委託いたしております競走会というものが各県に一つずつございす、この競走会に対する交付金が四円三十銭、それから組合の事務費、償却費といふのがございす。組合の事務費と申しますと、幾つかの市町村が、施行者や公共団体が集まつて組合を作つて競走をやる場合がございす、これが五十七銭、それから施

行者の純収入、残りでございますが、これが百円のうち五円四十五銭ということになつております。

入場料はこのほかでございまして、いろいろ場所によつて入場料の額は一定してありませんけれども、平均して十三円くらい、高いところで三十円。今度は、競走の入場料も、最低額をきめて増額するようにしております。

○勝澤委員 その入場料と、今の二十五円の中で使われる開催経費との関係は、どうなるのですか。

○藤野政府委員 入場料はその百円のほかでございまして、これは施行者の収入になるわけでございますが、特に入場料を別に掲示しておるわけではございせん。今後は、入場料の増額を予定してございまして、これを競技環境の整備、競技場の整備ということに主として使つたように指導したいと思ひております。

最初に申し上げましたように、モーターボート競走法は、社会党は廃止の法律を今も出しているものですから、そういう立場で質問したわけですから、一つ誤解のないようにお願いしておきます。

○高橋(清)委員長代理 内海清君。

○内海(清)委員 なるべく簡単にい

しますが、まず最初にお尋ねいたし

いと思いますのは、昨年の国会にお

まして、私もこの問題についてお尋

を申し上げたのであります。私は、

の当時、モーターボートの競走とい

ものは、現実の問題として、自転車

走などよりも実施の面において幾分

害が少ないと思う、そこで、これら

弊害をできるだけ少なくするように

て、この交付金というふうなものを

きるだけ多くして、これの使途に十

なる配慮をいたし、これが一番大きな

ものは造船関連工業でありますが、

100

いつた点は十分調整いたしまして、決して御心配のないように、できるだけ慎重に指導をしていく考えでございます。

○内海(清)委員 次官の強い発言でございしますが、私は、遺憾ながらその点は全面的に御信用申し上げるわけにいかない、かように考える。これは今までの実績が示しておる。年々問題になりながら、今日これが大きく廃止論も出ておる。私どももそういう考え方に到達せざるを得ないわけであります。この点から考えて、今回のこの改正案には、もつとその射幸性を押える面が盛り込まれるべきである、こういうふうには私は考えるのであります。

時間をせかれておりますから簡単にやりますが、さらにお尋ねたいたいのは、この十九条による交付金の問題。常に事務当局が非常に強調されているのは、この交付金の問題であります。なるほど、先ほど局長のお話にもございましたが、今日、造船関係で最もわが国で振興をはからなければならぬ問題、あらゆる面から考えて振興をはからなければならぬものは、いわゆる関連工業の育成であります。ところが、この関連工業の育成というものが、わが国の海運造船政策からいえば、ことに造船のわが国におきます地位、輸出におきます地位、あるいは世界におけるわが国の造船業の地位から考えましても、この点は今日、申し上げるまでもなく、政府当局において十分考えなければならぬ問題であります。それをほかにして、造船業を輸出産業として十分伸ばそうというのは、無理な話であります。ところが、そういうものになおこういうふうな交付金

を使わなければならないという、この政策というものが、はたしてどうか。これについての次官の御意見を一つ伺いたい。

○有馬政府委員 内海委員の専門的な立場からの御意見は、まことにごもつともな御意見であると思うのでありまして、造船は、輸出産業の中でも一番重要なものでありまして、しこうしてまた、造船の工業におきまして、関連工業が一番重要であるということは、運輸当局もそういう方針で今日まで進んできたわけでございます。と申しまして、その重要な関連工業をこのモーター・ボートの交付金だけで育成していかうというような考えは、毛頭持っておりません。従いまして、今日まで関連工業につきましては、主として金融、特に政府関係の金融機関の融資並びに金利の優遇、あるいは設備近代化資金等の方法によりまして、他の産業以上にこれは擁護するように努力して参っております。遺憾ながら、一般会計から特にこれを援護するというようなことにつきましては、諸般の關係もあることでございまして、もっぱら財投関係並びに金利の面で今は育成しておるといふような状況でございまして、従いまして、その面は、国際収支の改善が叫ばれている今日、ますます重要になってくると思うのでありまして、本年度の予算におきまして、全力をあげてこの造船金利の問題についてはわれわれ努力をして参ったのであります。が、今後は一そうその必要が起ってくると思ひますので、三十七年度中、あるいはまた三十八年度予算編成に至りまして、三十七年度予算編成以上の努力を傾けていきたいと心

組んでいる次第でございます。

○内海(清)委員 ちよつとこの際お伺いしておきたいと思ひますが、どうも政府の今日までの予算措置を見まして、中小企業関係あるいはこういうふうな関連工業の育成の問題についての予算措置が少くない。とにかく力を入れていないのでありますが、三十七年度には、この関連工業関係でどのくらいの予算がとつてあります。

○藤野政府委員 いろいろございまして、造船関連工業の一般会計の振興費としまして、九十五万六千円というのが、造船関連工業の技術並びに経営の指導、それから造船関連工業の生産品の種の整理と申しますか、そういうふうな目的に使用される振興費でございまして、約百万円でございます。

○内海(清)委員 今お話のような、造船関連工業に対して一般会計から百万円足らず、これではたしてそれができるかという事です。そういうことだから、こういうものにたよらざるを得ないことになるのであります。やはり政府が海運造船というものをわが国の立場から重要に考えるならば、この面において十分予算措置をすべきである。しかるに、それがありませんから、こういうものにたよる。十九条のこの交付金が、三十五年度で見ますと、二億八千万足らず。これは、モーター・ボートの売り上げ三億近くの一%にも当たらないのであります。三十五年度には○九四%。こういうふうなものによって、わが国の重要産業でありますそういうものの育成をはかろうというところ、そもその出発の間違ひがあると思ひ。

ますのは、この売り上げの一%にも足らぬ、こういうようなもの、これは政府が予算措置をすれば、二億や三億の問題は、いかに予算折衝がむずかしいといつても、もし運輸省に熱意があるなら、当然解決できると思ひ。この一%の交付金の問題について、モーター・ボートの弊害というものをどう考えられるか。この弊害を出しても、一%の交付金によってこういうものを育成していかなければならぬかどうかという事です。この点についての御見解を伺いたい。

○藤野政府委員 ただいまの内海先生の御質問はまことにごもつともでございまして、わずかに百万円足らずの造船関連工業の振興予算を三十七年度において初めて認められたわけであります。従来は、開業銀行とかあるいは中小企業金融公庫を通じて設備融資の面について実質的な振興が行なわれて、あとはもろもろの事業者団体を通過して、半ば行政指導という面で、技術の振興、企業の合理化、あるいは性能の向上といった技術を中心とした指導行政が行なわれて参ったのであります。モーター・ボート競走の収益の一部は、このような一般会計の予算に比べますと相当な額でございまして、本来ならば、政府の予算をもつて行なうことができれば、まことにけっこうなことであると思ひます。

○内海(清)委員 それではそれはあとにしまして、運輸省は、ことに船舶局は、従来、造船の関連工業の育成ということについては非常に力を入れて、これを常に口にしておられる。国内船はもちろんであります。輸出船の関連工業の育成ということが焦眉の急で

あります。今日、わが国の造船技術が世界的のトップを行く水準にありながら、この関連工業が弱いために、やはり諸外国のものを使わなければならぬし、なおまた、輸出船においていろいろの問題が起きて、補助工業にしても、技術者がヨーロッパまで飛んでこれやらなければならぬという点が多い。こういう点から考えて、モーター・ボートの交付金によってこの関連工業の育成をしようというのは、私は根本的に誤りであると思ひ。この売り上げの一%というような交付金、このモーター・ボートの競走を実施するに於いての弊害というふうなもの、特にモーター・ボートを実施したとしますと、これがまた地方公共団体の財政の援助にもなりますが、これに参りますのは、やはりその地元の者が一番多いのです。そして、これによりわずかに地方に還元する財政援助よりも、そういう弊害、ことにこれは個人的に見ますと、家庭悲劇まで起こすような問題をばらんとおるので、これらの点をどういうふうにお考えになるか。わずかの十九条の交付金、こういうふうなものを目当てにして、この弊害をなお今日そのままに認めていくかということ、これらの点につきましては当局のお考えを、一つ大臣からお伺いしたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 モーター・ボート競走は、自転車競走等と同じように、なるほど今まで相当の弊害もあったことは認めるわけでございしますが、同時に、これは、今日といたしましては、相当普及された娯楽の一つでもあるわけでありまして、従いまして、できるだけこれを健全娯楽のような方向に持って参りまして、弊害をためながらや

参りたい、かように考えているわけでございます。こういう弊害が伴いやすいものを全部なくしてしまうということも一つの方法であります。しかしながら、ある程度の健全な射幸心を満足させるということも、一つの必要なことでもあるわけでありまして、おつしやいますような弊害の面をためながら、健全娯楽として育成して参りたい、かように考えているわけでございます。

○内海(清)委員 大臣は、これは健全娯楽として持っていきたいということですが、もちろん人間には娯楽が必要であります。ところが、この実態をこらんにすれば、ここに出ておる参考の書類を見ましても、だんだん射幸性が強まっている。しかも、これによってもうけたという者は二五%ばかりで、損したというのが七五%出ておる。これはたして健全娯楽であるのか。損した者は、これは決して娯楽にはなりません。家庭悲劇さえ起こせ、娯楽にはならない。こういうふうなものを実施しておるから、その現象が出てくるわけでありまして、そういう点について、大臣の御所見を一つ……。

○齋藤國務大臣 やはり国民心理の中には、ある程度の射幸心というものがあるわけでありまして、従って、そういった射幸心を、弊害を少なくしながら、ある程度満足させるというものもありません。すっかりやみにもぐつた射幸行為が横行するということにもなるわけでございまして、そこらの点をかね合せて考えていくというところが、やはり政策として必要なことではなからうか、かように考えるわけでございまして。

参りたい、かように考えているわけでございます。こういう弊害が伴いやすいものを全部なくしてしまうということも一つの方法であります。しかしながら、ある程度の健全な射幸心を満足させるということも、一つの必要なことでもあるわけでありまして、おつしやいますような弊害の面をためながら、健全娯楽として育成して参りたい、かように考えているわけでございます。

○内海(清)委員 いろいろ議論すれば

ずいぶんあるわけですが、これからは弊害をなくするとか、やはりこういうものは必要であるという平行線的なことになりまして、もう申し上げません。ただ私は、国民世論が、今日、この問題については相当反響があるということ、この点を十分考えられて、さらに先ほど私が申しましたような非常な重要な問題が含まれておると思いますが、恒久的な立法とすると、そういうようなことをおやめになって、できるだけ早い機会にやめられる、廃止するという方向に政府も踏み切らるべきである、私は考えるのであります。また、最近のわが国の経済の発展の状況などから考えてみますと、地方自治体の事業収入の確保とか、あるいは関連工業、こういうものの合理化の促進とか、あるいは体育事業などの公益的なものの増進のための資金を確保するという面については、基本的な考え方方が全く間違っていない。さつき関連工業で申し上げた通りであります。でありますから、こういうものに対しては、このような強化するという改正の行き方ではない、むしろそれを漸次解消していくという方向に向くべきだ、私も痛切にこのことを考えるわけであります。

そこで、もちろん、今日わが国におきまして、オリンピックを控えて、その資金を得るために、射幸性のあるものをほかにいろいろ議論されたようなときもございまして、さらにまた地方団体においても、こういうものによらない財源確保というために、若干の間も必要だ、そういう点を考え合わせまして、少なくともオリンピックの終

わった年くらいには完全にこれを廃止するという政府の方向を出してもらいたい、こういうように私は考えるのであります。もちろん、これを廃止するにあたりましては、これらに關係しておる人の離職の問題、あるいは再就職の問題、あるいは生業資金の確保の問題、いろいろ問題があると思ひます。こういうふうな点についても詳細な計画を立てて、一定の経過期間を設けてこれを廃止して、この弊害を除去する、そうして国民の精神の作興と申しますか、そういう方面に十分寄与するような政策をとられるべきである、かように考えるのであります。

いろいろ申し上げたいことはまだたくさんありますけれども、時間もえらいせかれておられますので、この辺で私の質問を終わります。

○高橋(清)委員長代理 關谷勝利君

○關谷委員 一点だけ簡単に希望を申し上げておきたいと思ひます。

今度改正をいたしました趣旨が、「海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興」ということで、今度新しく追加せられましたのが、体育、あるいは社会福祉、医療普及、教育、こういうことになっておるのであります。私は、そこまで飛躍するものなら、今の日本の小型海運事業が非常な窮地に陥つておるといふことは、局長も御承知の通りであらうと思ひますが、それならば、そういう方面にも、この二十条の二の収益が振り向けられるべきであると私は考えるものであります。

そこでこの解釈であります、二十条の二の終りの方の「体育の振興を

の他住民の福祉の増進を図るための施策を行なうのに必要な経費」ということになっておるのであります。住民の福祉の増進を図るための施策」という面に、小型海運というものも直接結びついてくるのであります。この書き方そのものが非常にあいまいではあります、広義に解釈いたしましたら、小型海運事業というふうな方面にもこれらの金が出せるように御配慮願いたい、広く解釈して出していただきたいと思ひますので、この点を要望しておきたいと思ひます。

○藤野政府委員 だいたいこの關谷先生の

御希望でございますが、二十条の二に「住民の福祉の増進」という言葉がございまして、振興事業の中に「海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業」云々というのがございまして、この内容が同様な内容と考えますと、広く住民の福祉という見地から、小型船の海運業が窮地に陥つておる点を何とか助成するために、そちらに使えるかという御趣旨かと考えますが、この交付金の使途につきましては、関係省あるいは学識経験者その他を含めた運用協議会を作りまして、各方面の意見を伺いながら公正に運用するつもりでおりますけれども、そのような御趣旨をどういうように表現するかというところは、運用協議会でいろいろ議論があると思ひますが、なるべく御趣旨に沿うように努力いたしたい、かように考えます。

○關谷委員 これはモーターボート競

走法の目的そのものが造船関連事業の振興が一番大きな目的になっておりま

すが、これと並行しておりますのは今の小型海運事業でありますので、この点は、ほかの医療とか、あるいは体育、文化、社会福祉という方に行く前に、この中小企業である小型海運事業にこの金を半分さいてもいい、これが本来じゃなかろうかとさえ考えておりますので、この点、そういうふうな協議会があります際に、局長から強調して、その方面へできるだけ努力を払っていただきたいと私は希望しておきます。

○高橋(清)委員長代理 田中織之進

君。

○田中(織)委員 私ども社会党の方から、競輪、競艇、競馬、この三つのきわめて射幸性のある関係法はこの際廃止すべきだということを年来主張して参りまして、今国会にもこの廃止法案を提出いたしましたわけですが、政府の方では、今回は競馬、競輪、モーターボートのそれぞれ改正法案を出して参りました関係から、商工委員会にかかりましたこれらの三つの廃止を含む法案が、一足先に関係のある運輸委員会に一言の相談もなしに多数をもってこれを否決したという事実の上に立つて、このモーターボートの改正法案を審議しておる、また審議を要求しておる政府の態度を、私はきわめて遺憾に思ふのであります。ことに先ほど来、内海委員あるいはわが党の勝澤委員等からそれぞれ質問があったと思うのでありますが、競艇法そのものについては、社会問題といたしまして、重要な問題を含んでおると思ふのです。特に今關谷委員及び内海委員からは、交付金の運用の問題について若干の意見が出ておりますけれども、問題とは、やはり極端な言葉でいえば、こうした公営のばくちをやらせるというふうなことは、民主国家として適当ではないと思ふ。そういう観点から見ますれば、競艇関係の売上金、自治体等で主権をしておる競艇関係についても、この売上金の預託関係についても、いろいろの問題を各地方で起こしておる。さらに交付金の問題については、その交付金をどのように運用するかという問題より前に、全体のワケが一割足らずのものしかそれが地方財政なりあるいは国営の関係で納めておらないというふうな、現在の仕組みそのものにも問題がありますけれども、この点については、私もここで多くを論じようとは思ひません。

そこで、特にこの競艇が存続するという建前に立ちますならば、きわめて関係を持ってこれら競艇関係の従業員の問題について、一、二お伺いをしておきたいと思ひます。現在全国の競艇関係の従業員は、どのくらいあるのか、しかも、それらの諸君の待遇関係というものが、ところによって若干の相違があるかと思ひますが、どういう状況にあるかという点を、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

○藤野政府委員 お答えいたします。

モーターボート競走関係に従事しております概略の人数は、約二万四千名でございます。その内訳を申し上げますと、施行者関係が八千五百二十一人、これは概略であります。競走会関係これは中央の全国モーターボート競走会連合会を含まして千五百五十七名、それから選手であります、これが千三十二名、その他の間接従業者

と申しますが、一万二千九百名でございます。間接従業者の内訳は、競走場の施設の所有会社、これは七社でございます。それが八千七百八十九名でございます。それから競走場内外の売店の従業員が二千七百七十五名。それから競走場内外の予想新聞の関係者、これが約五百人。それから競走場の中の自転車の預かり業者が二百二十五名。それから予想業者というのが千八百七十五人。ポット及びモーターの製造業者が二百七十五人、以上でございます。

それらの待遇でございますが、待遇は、常勤と非常勤というふうに分かれておりますけれども、施行者関係の常勤は、これは公共団体の職員でございますので、別に問題はないと思っております。問題は、競走関係の非常勤の従業員の待遇でございます。これは、施行者が一月の単位で雇用契約を結んでおりまして、平均労働六時間でございます。五百円が基本賃金ということに相なっております。そのほかに、交通費とか、あるいは精動賃、期末手当などを支給しております施行者もかなりあるわけでございます。それからこれらの非常勤は、年に一回大体二十円見当の昇給を行っております。

それから福利厚生面でございますが、これは全部ではございませんが、若干の施行者が、これらの非常勤の従業員に対して、日雇いの健康保険、あるいは労働者災害補償保険、それから失業保険への加入を行っておりますものがあります。

それから、これらの従業員はどういうふうな勤務をしておるかといいますと、地方によりまして、家計を補うためのアルバイトがかなりあります。

でも、大部分の者はモーター・ポット以外の類似競技とかけ持ちを行ないまして、その収入だけで生計を維持して居る者が大部分でございます。モーター・ポットにおきまして、Aの競走場からまたBの競走場へ移っていく、あるいは近くの競走場の方にも出かけていくといったようなことをやっておりますのが多々ございます。

それからさらに、モーター・ポット競走関係の職員でございます。この職員は、基本給が平均二万七千円程度でございます。そのほか開催手当とか時間外手当とかいったようなものを、大部分の競走会が支給をいたしております。それからすべての競走会は、社会保険——いわゆる厚生年金保険あるいは健康保険でございますが、社会保険やあるいは失業保険への加入も行なっておりますような状況でございます。

○田中(總)委員 そのうちで一番問題になるのは、いわゆる施行者関係の非常勤職員の問題だと思っております。最近聞くところによりますと、各地で、こういう非常勤関係の諸君の労働条件の改善等を主目的にしまして、労働組合が結成されつつあるやに聞きますが、現在全国でそういうところは幾つあるのでしょうか。組織状況等についてお調べになったことがあるのか。

○藤野政府委員 施行者の雇用いたしております臨時の職員が、労働組合を結成いたしておりますという事実は、そういう話は聞いておりますが、結成したという事は、実は聞いておらないのでございます。

○田中(總)委員 一番近いところで戸田の競走場の関係では、組合があるように聞いているのですが、そういう動きがあるだけで、実際に組合がないとおっしゃるのですか。

○藤野政府委員 正式な報告を受けておらないのでございます。機運のあることは前から聞いております。

○田中(總)委員 私の伺ったところでは、戸田競走場ですでに組合ができています。それから飛びますけれども、九州の福岡の関係におきましても、最近施行者の関係で、従業員の待遇問題等に関連をして、戸田の競走場のそういう特に非常勤関係の従業員諸君の組合の実情を、昨年の暮れであったかと思っておりますけれども、視察に来られたという事実も、私は伺っております。その後、福岡の方は組合ができたかどうかというところはわかりませんけれども、そういうことも実は伺っております。今こういう非常勤の者は、競馬あるいは競輪というように、車券なり馬券の販売というふうな仕事に転々と動いておるかのごとき言われるのでありますけれども、施行者の方としては、もちろん間歇的なことで、常勤的というところには参らないのでありますけれども、金銭を扱う関係から、やはりある程度確定しておかないことには、この仕事をまかすわけにはいかない。そういう点から見て、何らかのやり方組合のようなものを作らして、それと地方公共団体なり施行者との間で話し合いを持つというところが、私は、近代的な労務管理の点から見て、当然やるべきことではないかと思っております。そういう点について、主管の運輸省の船舶局で、そういう動きは聞いているけれども、実情は正式に報告を受けておらないというふうな

ことでは、私は、こういうきわめて社会的に問題になる競走を存続するといふ建前から見るならば、いささか怠慢ではないかと思ふ。その意味で、この点はむしろ運輸省の方で、これを存続するということになるならば、従業員の待遇改善とも関連をして、組合を作らして、そして施行者との間で協約その他の形で労働条件の維持という方向へ向いて指導していくことが、監督官庁としての当然の立場ではないかと思ふのであります。この点についての運輸当局の御所信を伺いたいと思ふ。

○藤野政府委員 ただいま、この臨時職員が組合を結成しております事実につきまして最新の情報を得ておりましたのは、まことに遺憾でございます。このたびの法律改正は、公営競技調査会の答申をほとんど全面的に取り入れたという趣旨で立案をいたしましたのでございまして、答申の項目の第十に、「公営競技関係者の雇用、労働その他の関係を近代化する」というのが一つございまして、これは私も十分承知いたしておるのでございます。今後、この趣旨で施行者を十分指導いたしまして、雇用を合理化し、近代化することによりまして、明るい競技環境を作っていくという事は、やはり競技の健全な発達のために重要な一つの要素であると考へまして、十分適正な指導を行なつて参りたい、かように存する次第でございます。

○田中(總)委員 調査会の答申の中に、私と同じような趣旨のことが盛り込まれておるといふことであります。ならば、なおさらのこと、そういう面について——私も一日も早く廃止すべきだという考え方の上に立つておるわけでありまして、どうも現在の国会分野の関係から見れば、存続するといふことが必至の情勢にある以上は、やはりこれらの従業員諸君の労働条件の問題について考へてもらわなければならぬ。

○田中(總)委員 どうでしょうか、二十四のうち、七社だけは民間の施設会社が所有いたしておるといふことではあります。そういう関係の、たとえば施行者との間の使用料契約という問題については、若干問題があるように

すべきたという考え方の上に立つておるわけでありまして、どうも現在の国会分野の関係から見れば、存続するといふことが必至の情勢にある以上は、やはりこれらの従業員諸君の労働条件の問題について考へてもらわなければならぬ。

○藤野政府委員 前段の社会保険の話は、施行者の職員につきましては施行者が、それから競走会の職員につきましては競走会が、保険に入ります。それから後段の問題につきましては、二十四の競走場がございまして、十七の競走場は、施行者が所有をいたしております。七つの競走場は、民間の施設会社が所有をいたしておる次第であります。

○田中(總)委員 二十四のうち、七社だけは民間の施設会社所有いたしておるといふことではあります。そういう関係の、たとえば施行者との間の使用料契約という問題については、若干問題があるように

も何うのであります、その間の問題は、あるいは存続することになれば、施行者が地方公共団体であるということになれば、施設会社から施行者の方にそういうものを引き継ぐという関係の方が、監督官庁の立場から見て合理的にいくのではないかと、どの程度の資本が投下されているかという点にも私詳しく存じませんので、そういう点にも問題が出てこようかと思うのでありますが、そういう点が一体どういうようになっているのか。お伺いいたします。

○藤野政府委員 二十四の競技場のうち、七つの競技場は民間の所有でございます。施設会社が所有しておりますが、これは当初からそういうような関係になっております。また、中には、ある競技場がうまくいきませんでした、移転をしてそこに設けたという競技場もございます。この競技場を所有いたしております施設会社と施行者との間の契約の内容、たとえば使用料その他契約料金につきましては、監督官庁といたしましては、何ら監督規制を加えておりません。コマースナル・ベースで行なわれておりますので、これを強権をもちまして施行者の方に引き継ぐような指導をすることが適当かどうかにつきましては、私どもは疑問を持っておる次第でございます。

○田中(織)委員 藤野局長がお答えになつておられるように、若干の施設会社との間ではトラブルがあるということも事実なんです。私はそういう観点から見て、これは、もしできるものならば、施行者の所有に——もちろん強権

的にどうこうということではないけれども、その方が監督官庁から見ても、特にやはり射幸性があるという点については、これは存続するとしても、政府に課せられた重要な一つの任務になつてくるわけなんです。そういう関係から見ても、好ましいのではないかと。あえて強権をもって七つの施設会社から施行者にその設備を移せということに申しませんが、やはりそういうことについての行政指導は当然行なつていいのじゃないか。特に競技場でも、若干いろんなトラブルが起るところは、問題がやはり施設会社そのものの所有と施行者とが違つていような関係にある原因があるようにもうかがえるので、その点を申し上げておるので、この点は、一つ十分考えをいただきたいと思ひます。

なお、一番最初に私が指摘をいたしました月に何日か競技をやります関係から、年間にすれば三百億といつておるのでありますけれども、あるいはもっとそれ以上の売り上げがあると私は思うので、その意味で、この売上金を金融機関等が預け入れをさせる関係から、ともすれば施行者との間にいろいろ問題が出てきているということも、これは運輸省としても考えなければならぬ問題ではないかと思ひます。特にそういうような点については特別な配慮をもつて指導に当たられると同時に、今回は調査会の答申などに基づいてそれを法改正に持つていったんだというところでありまして、先ほどから問題になつておられる交付金の売り上げに対する率の改定の問題については、これは今後の課題として存続される以上は、検討するべき問題を含

んでおられるのではないかと思います。この点は、反対の立場から申し上げることはいかかと思ひますが、申し上げけれども、率直な私の意見を申し上げます、当局の注意を喚起しておきたいと思ひます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

○高橋(清)委員 代理 御異議なしと認めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。勝澤芳雄君。

○勝澤委員 私は、年度末の手当をめぐつて国鉄労働組合と国鉄当局との間に今紛争が生じておるということで、実はモーターボート競走法の前に緊急質問をいたしたいと思つていたのでありますが、きょう法案を上げるということでありましたので、法案が上がりまして、そのあと質問をさせていただきますかと思うのですが、大臣がせっかくお見えになつておられるのに、責任者である総裁、副総裁が見えていないというの、これは大へん遺憾だと思ひます。委員長、私はけさ十時ごろから言つておるわけですが、最近、さつきの委員会もそうなんですけれども、政務次官や委員の方が先に来て、局長の方はそれから二十分も三十分もたつてあとから来ておる。まことに国会軽視もはなだしいと思ひます。これは一つ政府委員は、もう少し、せめて時間を——国会は守つておるのですから、正確に守るようには委員長から一つ厳重に注意していただきたいと思ひます。それと同時に、総裁、副総裁並びに中村常務、それから兼松常務も要求しておつたのですが、まだ見えていないのです、その理由を一つ聞かしていただきたい。いつになつたら来るかということをまず第一に聞いて、それから質問に入りたいと思ひますので、明確にしたいです。

○中村説明員 私がかわつてお答え申し上げますが、総裁、副総裁は、鉄道建設審議会がたいま開催中で、それの方に出席していただいております。それから兼松理事は、万やむを得

ない用事で、世銀の関係でちょっと仕事に忙しむのでありますから、先ほどちょっとここへ来たのであります。が、またすぐ帰りました、その方へ行つておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○勝澤委員 建設審議会に大臣は先ほど出ておられたのです。しかし、大臣は、重要な国会審議があるからと言つてお帰りになり、この委員会に参加をしておられる。しかるに、総裁、副総裁が鉄道建設審議会へ出ておられる。一体総裁、副総裁はしゃべることがあるのですか。何もないじゃありませんか。ましてや、兼松常務が仕事があるから向こうに行つた、国会で呼ばれてくるにもかかわらず、仕事があるから向こうへ行つたというの、一体どつちが中心なんですか。まさに国会審議を妨害しているじゃありませんか。もう一回御答弁願ひます。

○中村説明員 総裁、副総裁が審議会に出る必要はないというお話かもしれませんが、いろいろ事情がございます。他へ出席しておるわけでございます。先ほどお話がございましたので、ただいま連絡をとつております。近く返事がはつきり来ると思ひます。兼松常務は、御承知のように世銀の関係では欠くことのできない理事なものでございまして、その点はぜひ御了解願ひたいと思ひます。世銀からは調査官が来ております、その関係でどうしてもごかんべん願ひたいという話で、私がかわりに出していただ

ないだろうか、こういう建前から、ほかの理事にも来てもらいたい、そういう立場で実は理事なり総裁を要求しているわけですね。その点を私は究明したいわけですね。あなた一人に聞けば、あなたの都合のいいことだけであつて、その真相がはつきりしないわけですね。私が質問しているうちに、総裁、副総裁が出席できるように、一つ手配をしていただきたいと思います。

せっかく大臣も見えておりますので、大へんお忙しい時間でありすが、大臣に簡単に御所見を承りたいと思つてございます。これは大臣も御承知だと思つても、昨晩の夕刊を見て、私、驚いたわけですね。国鉄の労使関係というものは、大臣が就任以来、円満な労使関係というものが打ち立てられてきたことは、大臣も御承知の通りなんです。しかるに、この年度末手当をめぐつて、今までの労使の慣行が打ち破られた。しかも、こう言われておるわけですね。これはぜひ大臣に聞いておいていただきたいと思つたのですが、国鉄労働組合と国鉄当局とが年度末手当をめぐつていろいろな話し合いをしておつた。そして二十六日の夜に、どうも動力車労働組合そのほかの職能別労働組合と妥結する傾向があつた。しかし、これは、従来の国鉄の三十何万の組織の中では、一握りの組合なんです。動力車の組合なりあるいは職能別労働組合は、ほんのわずかの組合なんです。ですから、今までは、国鉄労働組合とまず妥結をして、それからほかの組合と妥結していく、そしてそれを全体に及ぼしていく、これが今までの労使の慣行なんです。それを動力車の労働組合やその他の労働

組合と妥結しそつになつておるから、それはいけないじゃないかということと団体交渉を行つた結果、最終的に一方的な妥結はしない、よその組合ともいたしませんということと、さらに交渉を継続するということを二十六日の夜中に取りきめをして、そして国鉄労働組合と当局との間では、その翌日の団体交渉を約束して別れた。別れたあと、三時間後の午前三時になつて、動力車労働組合と一方的に組合との約束を踏みにじつて妥結をした、こういうことが言われているわけですね。そこで、国鉄労働組合は、これはまさに背信行為だ、団体交渉の席上で約束されたことが破られた、どういふことかということと責任追及を今やっている。まさにこれは重大な問題だ。これは、過般四工場の払い下げの問題でも、いろいろな問題が起きました。大臣にもいろいろお骨折りを願つた通りであります。まさにこのやり方というものは、大多数の労働者の意思を踏みにじつて、しかもなお、国鉄の労使の今日までの健全な労使慣行というものをぶちこわそう、こういうところにあるわけでありまして。これは重大な労働政策の転換です。こういうことを突き詰めて聞いてみますと、どうも一理事の越権行為によつて行なつたとか言われておるわけでありまして。これは私は重大な問題だと思つた。今日大臣も御承知のように、年度末手当の問題につきましては、よその三公社五現業といわれるところは、まだ一つも妥結していないわけですね。ですから、国鉄労働組合も、よその方のことを見ながら、またいろいろな点を考慮しながら、

円満に妥結しようとしておるにかかわらず、かかる一方的なやり方を行なつてきたということは、まことに私は残念である。そこで前会も、これは事故のときに私は申し上げたわけですね。けれども、今日国鉄の中にはたかさんの労働組合があるわけですね。十五だか十七だかあるそうなんです。ですから、機関士が動力車の労働組合員で、機関助士が国鉄の労働組合員で、旗を振っている人が職能別の労働組合員で、連結をやっている人がよその組合員で、保線がよその組合員で、電力がよその組合員というように、まさに入れ乱れている中で仕事をさせられているわけですね。こういう状況の中にある労使の問題というものは、よほど気をつけてやらなければならぬのは当然なことなんです。ましてや労働組合法の十七条によつて、大多数を占める組合との協約というものが優先するのだということがきめられておつて、従来そのような慣行も行なわれてきたわけでありまして。それが今回はこういうことが行なわれずに、単に出先の一理事がこういうことをやつて、それを全体的に及ぼそうというものは、重大なことだ。一つこの問題について、大臣のお考えをまず最初にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 国鉄と労組の間のいろいろな話し合い等の問題につきましては、私は原則として、国鉄当局のやられるのを見ておると言つてはあれでございまして、それに干渉を加えるという気持は持つておりません。国鉄の運営上重大な支障を来たすということであれば、これは監督者といつたしまし、ある程度の干渉も必要であらうと思つておりますが、そうでない限り、労使の話し合いは労使にまかしておるのが適當だ、私はかように考えておるわけでありまして。このたびの年度末手当の交渉につきましては、今おつたやういふ点について、昨晩どう聞いておりましたか、私の想像いたしますところでは、国鉄労組と一般組合と並行して話し合いを進めてきたと思ひます。そして各労組の要求と国鉄の考え方の食い違いがあつたかわかりませんが、そこで、どの組合を先にして、どの組合をあとにしてということではなくて、並行的に進めていたと私は思つております。この並行的に進めていたことがいいか悪いかという御議論がありましようが、私は、これも一つの行き方であり、従つて、組合の方で、国鉄の出しております線をのんだといひますか、話が先についたということであれば、これはまあ自然の成り行きとしてやむを得ないのじゃないだらうか。一方の国鉄労組の交渉が済むまでは他の労組との交渉を進めないというやり方も、これは大きい、小さいはありましようけれども、大きい方と話がつかなければ、他の組合との交渉に入らないというあり方も、私は、健全な労使の話し合いとしてはいいかなものであるらうか、かように考えますので、ただいまのところでは、国鉄当局が労組との話し合いについて非常によからぬことをやつたというようには、私は考えておりません。

○勝澤委員 あなたはよからぬことをやつたという報告を受けていないでしようけれども、実はよからぬことをやつたから問題になつたわけですね。それはなぜかというならば、夜夜中までかつて国鉄労組との話し合いの中で、とにかくその組合との一方的な妥結はいたしませんと、こういう約束をしておる。そして事態を収拾したのだから、それを裏切つたわけなんです。ですから、こういうような不信行為をやる経営者はけしからぬということと、国鉄労働組合は、この不信行為を直すために今抗議をしているわけなんです。それは大臣も御承知の通りなんです。国鉄がどういふような状態かというものは、大臣御承知の通りなんです。それと同時に、これは労組法ではつきりきまつておるわけですね。それからまた、国鉄の労使の今日までのやり方というものは、やはりそういう慣行で来た。小さな組合とかりにまとまらなければ実施がでないからということと、話し合いというものが保留されてきた。また、今回の年度末手当についても、そうなつておるわけですね。国鉄労働組合と話がつかなければ支給ができませんから、国鉄労働組合と話し合いがつかくまで支給を待つてよろしゅうございまして、こうなつておるわけですね。何も実害がないのです。早くきめたから早く支払うという約束になつておるわけじゃないのです。とにかく、こういうような労使の慣行が、あなたのまかしておる国鉄の中で、一理事の越権行為によつて行なわれておるというところを、私はぜひあなたに聞いておいてもらいたいと思つたのです。そしてなおかつ、その問題につきましては、別の機会にあなたに御質問いたしますので、あなたへの質問はこれで私

は終わることにいたします。大臣、
けつこうですから、あと国鉄当局にお
尋ねいたします。

○齋藤國務大臣 私、一理事が越権
行為であったか、なかったかという
こともまだ聞いておりませんし、これ
は国鉄総裁なり副総裁から、理事がこ
れらの意に反して越権行為をやったの
か、その点も聞いておりません。今お
話になりました点は、伺っておきまし
て、また同時に、他の労組とは妥結を
しない、国鉄労組と妥結するまでは他
の労組とは妥結をしないと約束したか
しないか、その点もまだ聞いておりま
せんし、今後国鉄当局から詳細報告を
受けたいと思いますが、受けました後
に、また私の所見を申し上げます。

○勝澤委員 これ以上大臣には質問い
たしません。また問題になったときに
来ていただきますから。

そこで、国鉄の総裁なり副総裁は、
いつお見えになりますか。

○高橋(清)委員長代理 すぐ参りま
す。

○勝澤委員 そこで、一体今国鉄の中
にはどういふ労働組合があつて、それ
は構成人員はどうなつておりますか。

○中村説明員 大体のことを申し上げ
ますと、正確な数はちよつとはつきり
覚えておりませんが、これは
ちよつと資料が古うございますが、昨
年の十二月の資料でございます。もち
ろんこれは当局の調べでございます。

国鉄労働組合が、十二月一日現在の組
合員数は三十三万八千九百九十九、国鉄動
力車労働組合、これが組合員数は五万
四千二百九十九でございます。職能別労
働組合連合が一萬三千五百九十九でござ
います。この職能別労働組合の中に

は、いろいろ小さな職能別組合がそれ
ぞれございまして、それが連合体を
作つておるわけでございますが、その
全体について申し上げたのが一萬三千
五百という数字でございます。それか
ら国鉄地方労働組合連合、これも仙
台とか東京とか新潟とか大阪とか、そ
ういふところの労働組合の連合体でこ
ざいまして、これが組合員数は二萬三
千六百九十九でございます。それから
と国鉄動力車乗務員労働組合、これは
十人です。これは単独の組合でござい
ます。それからあと車掌区労働組合、
これが三百八十四人。大きな組合は端
数をちよつと切り上げて申し上げます
が、小さな組合は端数まで申し上げま
す。それから奈良の保線区労働組
合、これが百七十四人、新幹線労働組
合、これが三百二十八人。十数あると
申し上げましたのは、たとえば職能連
合の中に九つばかり組合がございま
すし、それからいづゆる地方総連の中
に、それから近い組合がございまして、
そういうものを全部合わせますと、組
合の数が十数になつておるということ
でございます。組合員数の総合計は、四
十萬一千三百二二であります。

○勝澤委員 そうすると、団体交渉の
できる組合というのは幾つなんでしょうか。

○中村説明員 中央でいづゆる中央交
渉と称する団体交渉をやりますのは、
国鉄労働組合、動力車労働組合、それ
から職能別労働組合、それから地方労
働組合連合、この四つでございま
す。あとは地方で団体交渉をやつてお
ります。

○勝澤委員 実は私の方の静岡に、二
百人の組合で三人専従している組合が
あるのですが、これはどういふふう

やつておるのでしょうか。二百人で三
人の専従者を持つて、なおかつ職員を
雇つておるのですが、これはどういふ
経理のやりくりをやつておるんでしょ
うかな。

○中村説明員 おそらく、私の方の資
料によりますと、国鉄の静岡地方労働
組合というのがあると思ひますが、組
合内部の経理につきましても、私の方
ではちよつとわからないわけござい
ます。お答えいたしかねる次第でござ
います。

○勝澤委員 月給さえ払えば、二百人
の組合でも三人の専従者を許すと、こ
ういふことになつておるのですか。

○中村説明員 専従者三人という問題
につきましても、あまり詳しく手元に資
料もございせんので、後刻調査の上
御返事申し上げますと思ひます。

○勝澤委員 いや、調査をしなくても
おわかりになつておるはずなんです。そ
れは全体的な数で専従者をきめて
—
ですから、金さえ出せば幾らでも出
す、こういうことになつておるのじゃ
ないですか。

○中村説明員 一応大きな組合につき
ましては、大体組合員何人につき一人
というふうな専従制度を考へておりま
して実施しておりますが小さな組合に
つきましては、必ずしもそういうわけ
にも参りませんので、若干の例外的な
扱ひはしてあるかと存じますけれども
当該の組合につきましてもどういふ格好
になつておるかというこの責任を
持つたお答えは、後日に譲らしていた
だきたいと存するわけあります。

○勝澤委員 しかし、基本の問題はあ
なたの言うのに重大な問題ですよ。大
きな組合については幾人ときめており

ます。小さい組合については例外があ
ります。例外とは、二百人の組合が
三人の専従者を持つておるということ
は、これは例外も特例じやありません
か。これは特異な例じやありません
か。

○中村説明員 あるいは全体から見ま
すと例外的な現象かもしれまけんけれ
ども、やはりそういう場合にいろいろ
と当局の方でも考へまして、そういう
処置を、もし三人ということが事実で
ありますれば、認めたのだと思ひま
す。

○勝澤委員 その特異な例があるわけ
ですけれども、それはどこからか強要
されてやつておるのですか。それとも
国鉄の方針でそうなつておるのです
か。どういふ意味なんですか。

○中村説明員 どこからも強要された
わけではございせん。私どもの自主
的な判断でそういうことをやつてお
るわけでございます。

○勝澤委員 自主的な判断でやつてい
るといふけれども、自主的な判断とい
うのは、ばかにひど過ぎるじやありま
せんか。二百人ばかりの組合が三人も
専従者を持つておるということは、日
本全国の労働組合の中になんですよ。
だから、やる仕事がないんですよ。何
をやつておるのか。これは見たらよくわ
かる。私はそれを質問するのが目的
じやありませんから……。

そこで年度末手当の問題について
は、今一体どの組合とどういふよう
な形でまとまつたことになつておるの
ですか。

○中村説明員 動力車労働組合と職能
別労働組合連合、それから地方総連
合、この三つの組合と、年度末手当と

いたしまして○四カ月分支給期日に
つきましては三月三十一日以降準備で
き次第ということでございまして、そ
のほかは増送に対する報労働物資とい
たしまして、一人当たり千円の報労働資
を支給するということに妥結してお
ります。

○勝澤委員 国鉄と似たようなほかの
三公社五現業は、今どういふふう
になつておりますか。

○中村説明員 まだ妥結してないの
ではないかと思ひますが、内容につ
いては詳しく聞いておりません。

○勝澤委員 よその方がまだきまつて
いないのに、国鉄だけがきまつたとい
うのは、どういふ理由なんですか。

○中村説明員 私どもの方の提案につ
きまして、この三組合が一応これ
もつて引き受けましよう、というと諸
弊がありますが、けつこうですと返事
があつたので、妥結したわけござい
ます。

○勝澤委員 ほかの方の十人とか、三
百八十四人とか、百七十四人とか、こ
ういふ組合はどうなつておるのです
か。

○中村説明員 これはまだ進行中であ
ります。

○勝澤委員 そこで私が先ほど申し上げ
ました二十六日の夜、当局は一方的
に妥結はせず、さらに交渉を続けると
約束をしたと組合も言い、そのように
各新聞に書かれておりますけれども、
これはどうなつておりますか。

○中村説明員 当時はつきり申し上げ
ましたのは、一方的な支給はしないとい
うことは、たしかそういう意味のこと
を申し上げたと思ひます。それから
なお、ほかの組合と妥結をしないとい

は支払いができるという根拠があるはずですよ。なければできないはずですよ。

○中村説明員 私の申し上げたのは、言葉が足りなかったかもしれませんが、もちろん会計法規的な根拠はございまして、労働法上違反するようなことは起こらないというように考えております。

○勝澤委員 これは会計法上、労働法上、とにかく妥結できなくても支払いができるということを説明してくれ、私はこう言っておるのですよ。会計法上、労働法上、どうなっているのかというのです。

○中村説明員 会計法上は、たとえば予算総則の中におきまして、年度の業績手当につきましては、予算にきめられた以上の収入があったり、あるいは経費の節約があった場合には、主務大臣の認可を受けて業績手当としてそういうものを支出することができるといふ条文が、はっきり予算総則にござい

ます。これによって、一方的にも、法律上は、主務大臣の認可さえ受けければ、支出権があると思います。労働法上は、何もそういうものを制約する法規はないと存じます。

○勝澤委員 労働法の上で、妥結をしないのに一方的に支給できるというのは、どこにきまつているのですか。あるいは公労法上。

○中村説明員 そういうものをしてはいけないという禁止的な規定はないと思います。そういうことは、先ほどから申し上げておるように、決して望ましいということはわれわれも考えておるわけじゃございませぬけれども、やむを得ない場合には、そういうことも

あり得るというふうに考えております。そういうものを絶対に禁止した規定というものはないと存じております。

○勝澤委員 やむを得ない場合——やむを得ない場合とは、一体いかなる場合ですか。今回のような場合は、やむを得ない場合に当てはまらぬことは常識でしょう。どうです。

○中村説明員 ですから、私の方では、一方的な支払いはいらないというふうに申し上げているわけでござい

ます。○勝澤委員 常識的なことを常識的に言っただけなんです。それで、二十六日の晩の解決ができた、あなたは判断しているのですか。これは重大な誤りじゃありませんか。だから、そこに背信行為だと言われているのです。それは常識的なことで、あたりまえのことなんです。三月三十一日まで支払いませんか。あなたは支払いを約束したのだ。片一方は、一方的な妥結を約束したのだ。だから、あなたは支払いを約束したという、これは常識的なことだというのは、あなたは解明しておわかりになったでしょう。これは常識的なものです。あなたの言っているのは常識的なものなんです。だから、一方的な妥結というものは……（それがわからない）と呼ぶ者あり）今わからないと言っている。これは確かにわからないのです。それがわからないのが、基本的な問題ですよ。基本的な問題は何かという、従来の国鉄労働組合と国鉄当局の労使の慣行なんです。これはまた慣行であり、社会の常識なんです。モーターボートの法律について、

われわれは反対だ。ですから、反対して議論を尽くした。もう議論を尽くして、これは仕方がありません、あとは民主主義のルールによって多数決に従います、こういう約束でもって、起立多数でもってモーターボートの法案は通った。これは民主主義のルールなんです。とにかく最終的には、多数の意見が少数を支配するのだ。これが今日まで国鉄労働組合と国鉄当局で行なわれてきた労使の慣行なんです。多数の労働組合——今言いましたけれども、十人の労働組合と三百八十四人の労働組合、百七十四人、三百二十八人、一万三千の職能別組合があるというが、これは九つに分かれていて、これを中心に国鉄の労使の問題を円満に運営するということとは不可能だと、今日まで考えてきたのです。これはあたりまえのことです。先ほど国会議員の皆さんだって、モーターボートのさっきの多数決原理について承認されたわけですから、これは当然なことですよ。ですから、多数の者によってやりきめられなければ、少数の者がきめられたとしても、それは実施が困難だぞということとを承知して、今日までやってきたのです。だから、結局、今日まで円満な方向というのがやられてきた。それが今回だけ——あなたは一方的な妥結はしないという約束はしなかったと言います。一方の支払いをしないという約束はしたけれども、一方的な妥結はしないという約束はしなかった、こう言っている。これは、明らかに過去の今日までやってきた労働政策の大きな転換じゃありませんか。この転換について、あなたは一体理事会なり、あるいは総裁なり、副総裁なりにはこれは報告をして、承認をとってやったのですか。

○中村説明員 われわれの方といたしましては、政策の転換とか何とかいふことは考えていなかったわけですが、いまして、たまたまわれわれの方の最終提案と考えたものにございまして、一番早く受諾の意思表示がありまして、このから順番に妥結したということとをございまして。従いまして、当時私といたしましては、総裁からまかされた権限の中の行為というふうに判断いたしました。事前の御了解は、総裁にも副総裁にも得ておりませんでした。

○勝澤委員 順番というが、過去の順番はどういう順番だったのですか。順番が狂ったじゃありませんか。そこで問題になっておる。過去の例は、一体どういう順番だったのですか。

○中村説明員 大体時間的に申し上げますと、順番になるわけですが、国労以外の組合は、国労と妥結したあとでないと、正式に妥結したいという事前の意思表示がなかったわけではござい

ます。従って、そういうことから考えますと、国鉄労働組合が第一番、その次に動力車、あとは職能という順序になつておったのが、今までの事実でござい

ます。このたびは、それが国労からまだ正式な返事がこないうちに、ほかの組合が正式な返事を持ってきたというところであります。われわれとして、われわれの最終提案と考えたものに対して、向こうから受諾の返事がきた以上は、これは妥結という段階にならざるを得ないというふうに考えております。

○勝澤委員 それが今までの順番とは

○中村説明員 それはわかっております。○勝澤委員 そういう変わった順番でやつてもよろしいということは、あなたはまかされていなかった、こういうことですね。○中村説明員 私の判断では、私はまかされていたと存じております。○勝澤委員 しかし、それは重大な問題です。それは労働政策の転換でしょう。どうなんですか。○中村説明員 私は、労働政策の転換とは、必ずしも考えておりません。○勝澤委員 それでは、労働法の十七条によって、多数の組合が納得しなければ少数の組合を納得させることは不可能だということを、あなたも御存じですか。○中村説明員 労働法十七条は存じております。○勝澤委員 法律を知っておるといふことでなくて、法律の精神を知っておって、それを実践しておりますかどうかということ。○中村説明員 この問題と労働法十七条とは、必ずしも直接の関係がないというふうに心得ております。○勝澤委員 労働法十七条は守らなければならぬとあなたは思っておりますか。○中村説明員 当然十七条以外にも、法律は守らなくてはいいけないと思っております。○勝澤委員 十七条以外というのをもうちょっとはつきりして下さい。とにかく十七条は守るのか守らないのか、はつきりして下さい。

今度は変わつておる、それはおわかりになりますね。○中村説明員 それはわかっております。○勝澤委員 そういった変わった順番でやつてもよろしいということは、あなたはまかされていなかった、こういうことですね。○中村説明員 私の判断では、私はまかされていたと存じております。○勝澤委員 しかし、それは重大な問題です。それは労働政策の転換でしょう。どうなんですか。○中村説明員 私は、労働政策の転換とは、必ずしも考えておりません。○勝澤委員 それでは、労働法の十七条によって、多数の組合が納得しなければ少数の組合を納得させることは不可能だということを、あなたも御存じですか。○中村説明員 労働法十七条は存じております。○勝澤委員 法律を知っておるといふことでなくて、法律の精神を知っておって、それを実践しておりますかどうかということ。○中村説明員 この問題と労働法十七条とは、必ずしも直接の関係がないというふうに心得ております。○勝澤委員 労働法十七条は守らなければならぬとあなたは思っておりますか。○中村説明員 当然十七条以外にも、法律は守らなくてはいいけないと思っております。○勝澤委員 十七条以外というのをもうちょっとはつきりして下さい。とにかく十七条は守るのか守らないのか、はつきりして下さい。

○中村説明員 十七条はもろろんのこと、法律は全部守らなければならないというふうにお答えしたつもりでございます。

○勝澤委員 そうすると、今度の場合、十七条が守られなければならないんじゃないやありませんか。今度の場合、十七条が守られないと思うのですが、あなたはどう思いますか。

○中村説明員 先ほど申し上げましたように、十七条違反にはならないと考えております。

○勝澤委員 どうしてならないのですか。逆説的に説明して下さい。私は明らかにこれは十七条によつて——大体労働組合法なんというのは、ほんとうの労働者のためにできておる法律じゃないですよ。とにかく経営者に都合のいいように、資本家に都合のいいようにできておるの、労働組合法です。その労働組合法でさえ、多数決原理というのは認めておるのです。これはあたりまえなんです。多数決原理を認めなかつたら、国会でも、いつも自民党から、政府から出ておる法律は、ひっくり返るわけです。だから、われわれはそれを認めます。しかし、多数の労働組合の言うことが通らないような労働政策は、明らかに十七条の精神を踏みにじっているやり方じゃありませんか。

○中村説明員 十七条には、たとえば数組合があつたときに、小さな組合と団交をして妥結してはいけないというふうなことは、盛り込んでいないと思ひます。

○勝澤委員 私は、技術的なことを言っているのではないんですよ。十七条の精神を言っているのです。ただ単

なる法律の技術上の解釈を求めているのではない。ですから、先ほど言っておりますように、私は、ものを常識で判断しないといふのです。今回の措置は、明らかに常識に欠けておるんじゃないですか。そうして他の組合でまいったものを国労に押しつけようとしておるが、押しつけられないで、にっちもさっちもいなくなつておる。これが今日の国鉄の姿じゃありませんか。三十日に汽車がとまる。そのとめた原因は何であるか。あなたの今日までやってきた労働政策をひっくり返したことが、大きな原因ですよ。この汽車をとめるような事態を起こせるような労働政策をやつた責任、これはあなたの責任は重大なんです。副総裁も見えませんでしたけれども、これは副総裁、お聞きだと思ひます。それは中村常務から聞いておりますから、中村常務の言うことだけしか聞いていないと思ひますが、しかし、ゆうべの夕刊を見れば、組合との意見の相違はつきりしております。背信行為だといふのです。そうして明らかに中村常務も説明しております。夜中の三時にきまつて、朝になつてとにかく総裁なり副総裁に報告をした。一番のキー・ポイントになつておるのは、妥結の順番の問題です。かつてない順番のやり方をやつておる。今までは、国鉄の労働組合と話がきまることによつて、よその組合とも話がきまつていった。それを、よその組合が先にのんだらよその組合からきめるといふようなことは、これは十七条の精神による国鉄の労使の間を円満に解決しようというやり方とは違ふのだ。そういうことで今日までずつと行なわれてきた。しかし、そ

れが今回だけ順番が破られて、こういうやり方をした。そうしてなおかつ、他の組合ときめたこと以上に国鉄労働組合と話し合いをするつもりはございませんと、こう言われるのでは、これは少数によつて多数を押し切ろうとしておることだ。そうしてそれが国会の中の力でそうやつておるというのなら、外の方でも少しは了解するでしようが、それが法律か何かでいかにももつともらしいオブラートに包んでやられたのでは、多数の国鉄労働者が文句を言うのはあたりまえです。

○香孫子説明員 今いろいろなお話がございましたが、国鉄当局といたしましては、国鉄の職員が、組合員であるうがなかるうが、また、その職員が大きな組合に入つておるうが小さな組合に入つておるうが、職員であるものを差別待遇をするということではできません。またやつておりません。

それで妥結の順番といふことをおつしやつておられますが、これは組合が幾つありまして、それらの組合を相手に一緒に団体交渉をやつております場合、時間的に、物理的に、前後の差別ができるのは、やむを得ないことでございまして、ただ、従来の慣例といつたしましては、組合員がまた相互にお互いの様子をにらみ合せてやつておりますから、大体同じ日に妥結するといふふうになつておつたのが、従来の慣行でございまして、しかし、それは物理的に全部の組合が一緒になつて団体交渉をやつて下されば一緒にきめられますけれども、やはり組合の方は別々でないと承知して下されませんので、国鉄当局側の方は、同じ人間が、同じようなことを、三つでも四つでも組合が

あればお話をしておるわけでありまして、妥結をするときには、物理的には今までも前後の別がいろいろございまして、ただ同じ日に妥結するといふ意味で、何月何日に何々について妥結をしたといふことでございまして、今回はまた、国鉄当局としてはどの組合に対しても同じことを申し上げておつたのでありますけれども、その同じことに対して、三つの組合は、それでよろしいといふことで妥結ができたわけでありまして、国労だけが、そういうことでは承知ができない、もう少し団体交渉をやるうじやないか、こういうお話でありましたので、結局三つの組合と先に話ままとつたが、国鉄労組との団体交渉だけがあとに残つておるといふのが、現在の姿でございまして、そしてこの団体交渉は今後も続けられることと思ひますが、ただ、今後の見通しをいたしましては、国鉄当局が先に妥結をいたしました三つの組合に対して呈示いたしました国鉄側の案といふものは、国鉄としてはきりぎりすから、これを要するといふことは、国鉄の現在の情勢では困難でございまして、しかし、国労の方が妥結しておらぬといふことは、これまた事実でございまして、妥結するまで団体交渉は続けることになると思ひます。しかし、根本は、国鉄職員である者を、どの組合に入つておるかといふことで差別扱いができませんし、また、組合員であるからには同じような待遇を私どもはやらなければならぬので、ある時期に、そのときの状況に応じてまたいろいろと判断をいたしまして、

事柄をきめていかなければならない場合も出て参りますが、私どもとしては、これはおそろしく今まで中村常務からも申し上げておつたことと思ひますけれども、当局側としてはきりぎりの線を申し上げておるわけでございますので、これについて国鉄労組にも理解をしていただけるように、今後さらに団体交渉に努力を重ねるつもりでおります。

○勝澤委員 私は常識的に言つていふのであります、副総裁、国鉄は今もつかつてもつかつてたまらぬですよ。それは昨年の運賃値上げをする前の決算を見れば、おわかりになると思ひます。その決算が国会の中で問題になつたことも、御承知の通りです。ですから、とにかく昨年の年度末よりも支払ひができないといふことは、これは幾らあなたがこゝで答弁をしたつて、それは世間が納得しない。これは常識なんです。ですから、その常識をはづれたこのきめ方に、まず問題がある。しかし、その内容が高いとか低いとかいふのは、われわれの問題ではありません。国鉄労使の問題です。ですから、申し上げませんけれども、しかし、あなたは職員は一つだから差別待遇はないと言つておるけれども、他の組合を合わせ十七組合ができています。こゝういふ他の組合がなぜできたか。私は、あなたからききたいことを聞こうとは思ひません。なぜできたかといふのは、他の組合を作れば差別待遇をしてもらへると思つて、みんな他の組合ができた。この組合に入れば、助役の試験が受かる、この組合に入れば、転職の試験が受かる、こゝう言つて、局長が言つたか、部長が言つたか、課長が言つた

か、だれか知りませんけれども、こうやられて他の組合というものはできたのです。その作った結果が、こうなっている。これはあなたが幾らそうじゃないと言っても——そうじゃないと言ふのはあたりまえでしょう。そうだとしたら大へんです。その通りだという事実は、この国会始まって以来、数年前から運輸委員会、社会労働委員会問題になっている事実で、よくおわかりになると思います。しかし、まあそれもいいでしょう。それは労働者があまりにも貧乏で、そっち側へいけば助役になれるような錯覚を受けて——助役になった者もあります。もう、駅長になった者もあります。しかもと偉くなった者もあります。しかし、なつたとたんにその人が何と言っているか。他の組合でだまされた、職は偉くなったけれども、人間としておれはくずになったと言っている。じゃありませんか。くずになるような政策をやっている。あなた方は経営者だと思っているかも知れないが、私は、経営者ならいいと言っているのです。経営の資格のない管理者じゃありませんか。今総裁は、国鉄建設審議会に行っているが、これは一体何をやっているかという、国鉄経営が悪くなるような、赤字路線になるようなことをやっているんだ。その運賃をどこに引かけているかという、東京の満員の国電の中で押しつけられて、そしてその押しつけられた良識あるお客がぎゅうぎゅう言わされて、その金が政治路線に使われている。そのため、国会をほったらかしてそんなところに行っている。(それは問題が違つて、汽車のないうところも考えろ。)と呼

ぶ者あり)ですから、それはお作りになつてけつこうです。結局問題は、今までの労使の慣行から、今度の決定はとにかく違つている。ですから、これだけの他の組合と、あとまだ大きな組合が妥結をしない。これは与党だつて同じことですよ。一人々々やられて、多数がそれで押しまくられたら、文句を言います。これはあたりまえです。よ。一体今までそういう慣行を行なつてくずに、今回だけなぜそういう慣行を行なわれたか。その点についての、御説明をお願いしたい。

○吾孫子説明員 今までの過去の慣例ということになりまして、私は、いろいろなことがあつたと思うのでございませう。あるときには、大きい組合が違法状態にあるために、団体交渉ができなかつた。事柄としては団体交渉事項であるけれども、団体交渉なしに当局側が一方的に実施せざるを得なかつたというところもあつたと思ひます。

○勝澤委員 私は過去のことを聞いてゐるのではない。今回はなぜ過去と違つたことをやっているのかと聞いてゐる。

○吾孫子説明員 今回がなぜ変わったかとおっしゃいますと、やはり過去のことを申し上げなければ、今回が違つてゐるかどうかお答えできませんので、過去のことから申し上げたのでございませうが、今回は、確かに結果は——いつもでございまして、先ほど申し上げましたように、同じ日のうちに全体の組合が妥結するようになっておりますけれども、今度は、遺憾ながら一つの組合だけが妥結ができなかつた、そういう点において、過去と状況は違つております。

○勝澤委員 組合々々と言つておりますが、人数の比率はどうなつておりますか。そしてその少ない人数できまつたことを、あなたは多数の人数に押しつけようとしているじやありませんか。そこが問題なんですよ。

○吾孫子説明員 小さい組合であろうが、大きい組合であろうが、労働組合は労働組合、そういう意味で、組合の大小によつて差別的な取り扱いをするということは許されなかつたと思ひます。私も、組合が大きかろうと小さかろうと、平等に扱うのでございませう。しかし、組合との交渉によつて、団体交渉の結論がまだ一つの組合について出ておらぬわけでありまして、これについては、今もお継続をして団体交渉をやつてゐるというのが、現状であるわけでございます。

○勝澤委員 平等で扱うということと、先ほど論争しました、労組法十七条による多数の組合によつて定められたことが全体的に及ぼすことと、これは違つてゐる。多数の組合のきめたことによつて少数がきめられていくというのが、労組法の精神でしよう。労組法の精神からいふならば、今回のきめ方というものは、そして押しつけ方というものは、明らかに違反してゐるということはおわかりになるでしよう。

○吾孫子説明員 労組法十七条の条文を今ここに持つておりませうけれども、これは一つの工場、事業場において、四分の三以上の従業員を持つ労働組合との間の協約をその他の従業員にも適用する場合があるという規定でございまして、今度の問題とは直接何ら関係のないことであると思つております。

○肥田委員 ちよつと関連して。重大な問題なので、関連して私は少し質問の時間をもらひたいと思ひます。

○中村総裁のおっしゃつた言葉、それから中村常務のおっしゃつた言葉で、基本的なものの考え方というものを私は少しだしておきたいと思ひますが、労組法制定の趣旨というものを、どういふふうにお考えになつてゐますか。これはもう簡単な言葉です。から、一つはつきり答えてもらひたいと思ひます。二人に答えてもらひたいのです。

○中村説明員 これは労使対等の立場で、労使間の問題は原則として団体交渉できめていくという建前でございと思ひます。

○吾孫子説明員 今条文を持つていませうが、第一条にその趣旨は書いてあつたと思ひます。

○肥田委員 私は、事を荒立てた言ひ方をするのは、まことに不得手で、きらいなんです。ところが、今お二人のおっしゃつてゐることは、これは私、全くわれわれを愚弄された言葉じゃないかと思ひます。この労組法の制定の趣旨というものは、きわめて明快な言葉なんです。これは労働者と会社とが団体交渉をするためにというような、そんな単純なものじゃないんです。それから副総裁も、法文を持つていないが、その趣旨は労組法第一条に書いてある。そんなものを聞いてゐるんじゃないんです。私は、労組法というものはなぜ作られたかというのを聞いてゐるのです。労組法というものはなぜ作られたか、労働者はなぜ設置されたか、労働大臣はなぜできた

かというのを私は聞いてゐる。これがものの基本ですよ。

○中村説明員 経済的にやはり弱い立場にある労働者を一応保護しようという根本的な立場があると思ひます。その手段として、先ほど申し上げたようなことを労組法は規定してゐると思ひます。

○肥田委員 労組法の制定されたといふことは、労働者というものが弱いから、労働者を守るために作られた法律なんです。よろしいですか。経営者にこれ以上のことはしてはいけないぞということを示したのが、労組法なんです。それでしよう。どんな法律を作るときにでも、そのものを育てようと思ふために作るのが法律なんです。これが新しい法律を作る精神でしよう。悪いことをしてはいけない、こういうふうにして弱いものをよくしていかなければいけません。これが立法精神なんです。まあこれはいいとして、そこでそういう趣旨で作られたところの労組法というものは、これは労働者を保護するための法律なんです。そこで問題の焦点は、この十七条になります。十七条というものは、今副総裁のおっしゃつたように、一事業場という単位というものは、そういうものをさしてはおりません。これは一つあなた方十分考えてみて下さい。私は、あつせん委員を四年も五年もやつてきておる。いままだかつてそういう判断をしたことは一度もない。よろしいですか。一事業場という単位が企業と分離して考えられるという、そういう考え方は出したことはいないです。いわゆる判例を見て下さい。これが一つ。それからもう一つ、根本的にあなた

方の考え方が間違っているのは、いわゆる多数の意思をどう尊重するかという事なんです。技術的にはあるかも知れませんが、今言うたように、戦略目的を達するための戦術的手段として、十人の組合を対象にして交渉する場合も、これはあるでしょう。しかし、これはきめ手にはなりませんよ。私は、それは考えてもらいたいと思う。これは一つの手段であって、これ何らかの打開の道が開ければいいというふうにお考えになることは、これは相手方から考える戦術だから、これはやむを得ないでしょう。しかし、今これでものがきまるんだというふうな考え方を持っておられるならば、これは明らかに不当労働行為です。きわめて不穏当な行為、こういうことになります。私が今日まであつせん、調停をやった際にすべて基準になったのは、これが問題点なんです。第二組合を作ると、第二組合の勢力が、国鉄の皆さん方の組合のような状態になしに、千人の組合が、第二組合が五百人になり、それが七百人になり、八百人になる、こういう状態でも、会社の方をもつてすればできる。会社が常にそういうところに介在をしてやっておく。その際に、労働委員会はどのような結論を出すかといえ、正しい労働組合というものは、明らかに残りの二百人が正しい組合だということ、これはもう労働員、公益委員、みなわかつておる。わかつておるけれども、八百人の組合が、会社の手が入ったとしても、それらの組合員がある線で妥結をしたということなら、本来の第一組合もその線に従わざるを得ないだろう、こういうあつせんの方法を、涙を

流して幾たびかやってきておる例は、これは幾多ある。これは今は全く逆なんでしょう。だから、もしそういうことをやっておつてあたりまえなんだという考え方を持っておられるなら、これはきわめて不当な行為であるということ、私は指摘したい。あなた方はさつきから、ここでやっていくことは何も間違っていないというふうな、そういう言い方をされておるから、いまだかつてそういうことで——よろしい、そうしたら、あなた方がやってごらん下さい。あなた方が今やっておられる行為というものが正しい行為だという判定を受けるかどうか、一ぺん判例をよく調べてみて下さい。三万人の人がこれで済んだから、あとはこれに従わなければならぬというふうな例は、絶対にありません。私は、力関係というものを言っているのじゃないですよ。ものというものは、そういうふうな考えて運ばれない限りは、ここで一つの解決の道を開いたとしても、これが妥結の道にはならない。これは勝澤委員が言っておる通りです。従来の常軌を破った不穏当な措置を講じて、これが国鉄の労務管理で成功すると思われたら、これは私は大きな誤りだろと思う。そういうことになってくると、これがために起きてくる争議行為というものがあつたとすれば、これは社会がどう責めるかということ、これは明らかなに国鉄当局の責任になってくる、こういうふうには考えます。私は重ねて一つ中村常務に、これがあたりまえだというふうな考えをおやりになつたことかどうか、これを聞きたいと思ひます。

○中村説明員 あたりまえだ、きわめて自然な姿でこういう形になつたというふうな考えをしております。今までは、先ほどちょっと申し上げましたように、大きな組合が妥結いたしましたものと、ほかの組合は正式に受諾の意思表示がなかったわけでございます。従いまして、大きな組合が妥結したあとで小さな組合と妥結するということがなつてきたわけであります。これがたまたま、われわれの方で、先ほど申し上げましたように、最終的な提案という気持ちで、言葉の上でははっきり最終提案とは申し上げなかったけれども、最終的な提案をいたしまして、先ほど申しましたが、そういうことがわかるような意味の提案をいたしまして、先ほど申しましたように、順番に提案をしたところが、動力車労働組合その他から受諾の申し出があつたので妥結をしたという状況であります。

○久保委員 中村常務、私もあまりこういうことは不得手で、申し上げたくないものでありますが、また別な席でお尋ねしますけれども、あなたに一つだけ聞いておきたいのは、こういう形でやつた場合、予想されるものは何もなかった、その後どういうふうになるかというお考えが何もなく、先ほどおっしゃつたように自然の形——それが自然かと私は言いたいのです。私は、法律とか慣行とか、そんなものは別として、あなたが労務行政というか、労務管理をやるという立場に立つておられて、そういう形で先行されるものが先行されないで、片方は団体交渉の継続という形、片方は妥結ということ、そういう場合に必然的に起こり得るであろうということを何も予想しないで、ほんとうに自然に考えておられるかどうか。そこに私は、先ほど勝澤委員が言つたように、労働政策の大きな転換がありはしないかと思う。転換があるとするれば、これは大へんな問題だ。先ほど勝澤委員が言っているように、労働法の精神にもとるものでないかと思う。理屈は別にして、現実に直面した場合に、そういう筆法で今後もお考えなのか。さらに、今日当面する問題を解決する意欲は、今日持つておられぬじやないか。私は、そこに非常な不満を持つておる。ことに非常に波瀾を巻き起こすようなことを、わかつていながらみすみすやつておられる。その考えを私は聞きたい。そうでないとするならば、もつと自然な姿があるはずなんだ。また、やり方もあるはずなんだ。なぜこの期においてそのことをやらざるを得なかつたのか。

○香孫子説明員 今度のことについて、ほんとうの実情がよくおわかりになつていないのじやなからうかと思ひまして、私申し上げるのであります。が、いつもそうなのでございますけれども、こういう年度末手当の団体交渉とかなんとかいう際には、交渉に当たる担当の理事あるいは局長、そういう者から、大体どういう条件で話をまとめたかと思ひますが、それでよろしいかということについては、私も総裁も副総裁ももちろん相談を受けておるわけでございます。そこで、ある線のワクの中で、そこまで話を付けてよろしいというふうな指示をいたすわけでございます。具体的には団体交渉のやりとりと申しますか、話の進め方その他では、一々私どもがどうせいい、こうせいということは申しておらないわけでありまして、それで今度も、私どもがこの線まではやむを得ないだろうというところで年度末手当のワクをきめまして、その中で話がつくなら、一つ君ら話をつけてくれないうか、こういつて交渉をまかしておつたわけでありまして。従来の例によりまして、やはり先ほど申し上げたことでございまして、労働組合相互間でお互いに連絡もしておりましたし、また様子も見ておりますから、ある一つの組合だけを残してほかの組合が先に妥結するということ、今まではなかつたこと、なつてございまして、三つの組合が、いやそれでわれわれの方はもういいのだからというのを先に申されましたので、こちらが案を示し、組合側の方から、われわれの組合はそれでいいのだと言われれば、いや、実は国鉄労働組合とまだ話が済んでいないから、君たちともまだここで妥結するわけにいかないのだというところは、いくら相手の組合が小さいからといって、そういうことは申せないわけでございます。今度とはまた、こちら側がぎりぎりの案としてこういう考え方をいきなりと申し上げたのに対して、三つの組合の代表の方々は、それじややむを得ない、われわれはそれで手を打とうというふうな言われましたので、結果として国労だけがまだ団交がまとまらない姿になつて残つたということでございます。私どももいたしましては、むしろ考えようによつては、非常に意外な結果になつたものだという気持ちでいたしておるのでございまして、決して術策を用いて国労を困らせようとかと

いうような意図から、わざわざそれをあと回しにして、ほかの組合と先に妥結したということではございませんので、その辺はもし誤解があつてはいけませんと思ひますので、実情を率直に申し上げた次第でございます。

○久保委員 副総裁、あなたにお尋ねしておるのは、私がさっき言った通りでありまして、あなたがいろいろ釈明とか、そういうことをお述べになりましてその中でも、疑問が出るわけですが、もしもそういう事態になれば、当然国労との間には団体交渉継続でなく、おたくの方の立場で団体交渉を決裂に持つていくのが当然じゃないですか。それを継続に持つていつておるところに、逆に考えれば、私は大きな疑問があります。勝澤委員が言われたように、背信行為じゃないか、こう言われても、どうも弁解の余地がないのじゃないかと思ひます。背信行為なんというの、労働法のどこにも書いてありません。いわゆる労使慣行の確立が、大前提なんです。その前提をくずして、理屈をこねられても、経過を説明されても、われわれは了解できない。そして結局窮地に追い込んで、窮鼠ネコをかむような形で混乱せしめる。そして今度処分する、こういうようなことは、近代的な労使慣行ではないだろうと思ひます。どうもそういう点で、われわれが第三者として公平に見ようと思つても見られない。だから、その点の解明がもう少しされるなら……

それからもう一つは、今日の事態をどう解決するかがまず当面の問題だと思ひますが、何ら解決の策を持たぬで、団体交渉は継続中だ、継続中だと思ひただけでは、これは納得いかないと思ひます。

○吾孫子説明員 今お話がございましたように、見ようによつては、何か当局側が意識的に背信行為をやつたんだというふうにごらんになれるかと思ひますが、実際の状況は、もう一つ率直に申し上げますけれども、なかなか団体交渉が行き悩んでおりまして、動力車の労働組合も同じ総評に加盟しておる組合でもありませんし、おそろく先に妥結するなどということとはむしろしないのじゃないだろうかというふうには思つておりましたし、また報告も、なかなか話はずきませんというふうな間に開いておつたわけでありまして、ところが、意外にも申ししますか、当局側がとにかくきりぎりの線を話しておつたのに対して、動力車労組はそうかというので、先に妥結をしてくださいましたので、何も国鉄労組だけを孤立させようと思つて、特別に何か術策を使つた結果、こういうことになつたといふのではないのでございまして、それで国鉄労働組合としては、われわれは満足してはいない、さらに団体交渉も重ねたいといふことでありますから、それじゃ団体交渉を一ついたしましてやういふことになつておりますのが、現在の姿でございます。

○勝澤委員 ただいまのお話の中で、これはきりぎりの線だと言つておる。しかし、妥結した結果、意外の結果だとあなたは言つておる。これはあなたの意見も、中村常務の意見も、一致しておる。この条件でのむと思ひなかつた、意外な結果なんです。これはもう常識です。それは過去のやりとりを考え、今回の年度末手当の中身を考へ、そしてよその三公社五現業の状況を考へれば、意外な結果だ。それはあなたも思ひでしよう。全部思つておる。意外な結果でよかった。しかも、今度はこれがきりぎりすのだったとつけ足しておる。それがもしきりぎりすといふなら、もう一度直しまして。三月三十一日に支払うとしたらきりぎりすだった、こういう言い方がいいでしよう。しかし、三月三十一日までにきまつて、支払いが四月に入るなら、まだ余裕があつた。これはあとの問題です。それから、私はこう理解する。そこでこれからやる団体交渉を、先ほどから問題になつておる労組法の精神に従うならば、明らかにこれからの団体交渉については、今までの他の組合ときまつたことについては何も拘束されずに、新しい角度で団体交渉によつて歩み寄りなり話し合ひといふのができるはずだ、またしなければならぬ、こう思ふんですが、どうですか。

○吾孫子説明員 意外だったといふことを申ししたのは、当局側が提示した金額をのんだことが意外だったといふことを言つておるのではないのであります。いつもの例から考えまして、全労系の組合が独自の立場で妥結をするといふことは、これはきわめて考えやすいことでございまして、今まで動力車労組は国労と同じように総評に加盟しておりましたし、今も加盟しておるわけですから、それが別々の交渉でもつて先に妥結をするようになつたといふことが、意外だといふ意味で申し上げましたので、誤解のないよう一つお願いしたいと思ひます。それからきりぎりすといふことを申ししたのは、国鉄の現在の収支状態を

の他諸般の事情から考えまして、本年度としてはこの程度のもを出すがきりぎりすだ、こういう意味でありまして、別に三月三十一日に支給するため今日がきりぎりすだといふことも、それはなかつたとは言へないかもしれませんが、私が申ししたのは、金額そのものがきりぎりすの案であるのだという意味で申し上げておつたわけでありまして。

○勝澤委員 それはきりぎりすであるかないかといふのは、あとからくつつけたことですから、私はそんなことは言つても仕方がありません。先ほど私と中村常務の論争をあなたもお聞きしておつたと思うのですけれども、組合との約束といふのは踏みにつられておるわけですね。そのことが、今日大きな問題になつておるわけですね。その中村常務の背信行為によつて、これは大へんな労働政策の転換だ、こういう立場で、三十日にこのような重大な事態が起ころうとしておるわけですね。しかし、その前に、あなたも円満に話し合ひをしなさい。団体交渉を続けなさい。団体交渉を続けるための話し合ひの見通しといふものは、あるんですね。ないですか。あなたは、話し合ひをまとめようとする意思があるのですか、ないのですか。

○吾孫子説明員 話は何とかまとめたものと思つております。

○勝澤委員 まとめたといふものであるといふことは、まとめる意思があるといふことですか。まとめるように努力する、こういうことですか。

○吾孫子説明員 まとめるように努力するといふ意味でございます。

○勝澤委員 まとめるように努力するといふことは、とにかく前を向いていふということですね。

○吾孫子説明員 前向きとかうしろ向きとかといふことになりまして、私非常にお答えが申し上げにくいのでありますけれども、とにかく今まで団体交渉を続けておるわけでございますから、その交渉の中において納得してもらふようにいたしたい、そういう意味で申し上げておるのでございます。

○勝澤委員 今回の問題といふのは、従来の問題とは違つて、とにかく当局の提案がこまでだ、組合の提案がこまでだ、そして解決するんだといふものではないわけですね。それだけでなくして、われわれが団体交渉において約束されたことが踏みにつられた、こういう労働慣行は許せない、こういうことで行なわれるわけですから、これは重大な問題なんです。ですから、ここであなただは、これを話し合ひによつて解決をする、努力をする。また努力をしななければならぬ。しなかつたならば、三十日に起きた事態については、当局自体が責任を負わなければならぬ。こう思つておるわけですね。

○吾孫子説明員 先ほどから何か当局が背信行為をしたとか、組合の考えを踏みにつつたとかいふふうなおしやり方をなさつておられますけれども、別に国鉄と国労と妥結しない間は、ほかの組とは妥協をしませんというような約束は、何もしてないと思ひます。それでただ、国鉄労組が、妥結をまだしない、団体交渉をさらにやつてくれといふのに対して、やりましてやうと言つておるだけのことだと思ひます。

○勝澤委員 あなたの答弁を聞いています、思いますが、あなたが思うというの、聞いて思っているわけですか。それは明らかにおかしいです。ですから、それは明らかに違っている。団体交渉に携わった中村常務と組合側の代表者との意見とは、明らかに食い違っている。そのことが今度の紛争の大きな原因なんです。ですから、あなたはやはり明確にしなければいかぬと思うのです。

委員長、一つあすにでも、これは当局代表と組合の代表者に来てもらって聞きたいと思う。それで、まだ私は、聞常務理事にも、今問題になっておる点について質問したいわけなんです。

○高橋(清)委員長代理 午前中の会議はこの程度にとどめ、午後二時三十分より再開することとし、休憩いたします。

午後一時三十七分休憩

午後二時五十四分再開

○蘭牛委員長 再開いたします。

国鉄の経営に関する件について引き続き調査を行います。

質疑の通告がありますのでこれを許します。勝澤芳雄君。

○肥田委員 その前に関連して。私は実は質問をしかけておいて、さらに関連が出ましたので、私も少し聞き足りない部分についてお伺いしておきたいと思ひます。

その問題点は、一つ副総裁と中村常務、これも両方でお答えをいただきたいと思ひますが、これはものの解釈の基本的な問題です。先ほど副総裁もおっしゃったように、十七条の関係を同一職場というふうに非常に単純にお

考えになっているようにすけれども、そういうふうに単純にお考えになっておる、国鉄という場合には影響がある。これは例をあげなくてもおわかりだろうと思うのです。たとえば勤務一つとつても、それからそれぞれの職能別の組合にしてみても、一つの職場の中に何んかがまじっているわけなんです。だから副総裁の言われるような、ただ単に十七条の解釈は同一職場だというふうなこういう解釈は、どんな場合でも当てはまらない。いわゆる組合が次々にできた場合には、必ずその中に何んかが占めておるのですから……これはおわかりでしょうね。どうでしょう。

○吾孫子説明員 十七条の解釈ということになりますと、私も何か申し上げるのも恐縮なんですけれども、あの精神はやはり一つの事業場なり何なりにおいて、四分の三以上の人が——それは組合が分かれておる場合もありまして、一つの組合もありまして、いろいろあると思ひますが、四分の三以上の者に適用される労働協約があるという場合には、それを他の同じような者にも推し及ぼしてよろしい、こういう趣旨の条文でございまして、同じ職場であれば、その中の最も多い組合に適用される協約なり何なりを他に推し及ぼすということがあり得る、そういう規定であるというふう

に承知いたしております。

○肥田委員 私は、今勝澤委員が問題にしておられるこのものを直接問題にしておるのではないのです。基本的な解釈があらまわっておればそこから問題が起るのです、だからそれをお尋ねしたわけなんです。ですから同一職場

だとか同一企業だとか同一事業場だとかこういう解釈は、実はどう広義に解釈してみても——第一組合から第十組合以上までであるということになると、必ず職場の中にそれがまじつておるはずなんです。しかも、それはきわめて少数なんです。少数にきまつておる。片一方に三十数万の組合がおるのですから、それ以外の組合はみんな少数にきまつておる。だからそういう解釈はどうか考えてみても当てはまらない。それから、この考え方のそういう解釈ができるかできないかという点について問題点があります。先ほど私が言ったように労働法というものは、事業者を保護するために作った法律ではない。力のない労働者の生活条件を守り、それからいろいろな基本的人権的な問題までも守つてやろうとするのが、労働法の立法精神なんです。もし現在の労働法が労働者のことばかり思つて事業者のことを思つてくれないということなら、今後企業者保護法を作ればいいじゃないですか。それが一つのものの考え方です。今日はそんなところまで行つておりませんよ。ですからどう解釈してみたら、労働法が現存する限り、労働法の精神というものはあくまで労働者を保護するという立場である。だから、この考え方をあやまつて考えてもたら困る。労働法というものは経営者が自由自在に解釈していいものではない。主体は労働者保護の立場にある。労働法ができ

て十数年になるが、どここの立場に置かれておる労働委員会あるいは仲裁委員会、あるいは公共的な委員会でもすべてとつておるこの基本的な理念を間違

れておるといふか、あるいはあいまいに解釈せられておるといふか、それとまた一段言葉を添えて言う、いやわかつておるのだけれどもということになると、これは問題になる。だから中村常務のおっしゃったようなものの一つの職務としてとられる場合には、これは議論の余地もあるし、それからまたいわれるそれに対する戦い方というものをあつてきます。しかし、こういうことをやつたつてあたりまえのことなんだ、何も法の精神を踏みにじるようなことはやらない、こういうことにはならないですよ。これはどうあなたが解釈せられても、なりませんよ。そして私らの立場ではないに、皆さん方の立場、というよりもつと合理的な立場という範囲でものを考えた場合に、一つの職務としてはあり得る。しかし職務としてはあり得ない、でも、それでもつてものが解決したということにはならないという大きな矛盾を残すことは間違いないでしょう。片一方に三十数万のものが残つて、そして寄せくちやにしてその一割か一割少々もの話がついたとしても、これで解決する道にはならない。労働管理の基本的な理念というものは私はそこだろうと思ひます。労働管理の一番大切なことは、全体をどううまくやらすかという目的なんであつて、一部をきんちやく切りのようなやり方で問題を片づけて、そうしてこれで片づいたと旗を揚げてみたつて、それはいいかない。ですから、私はこれはあたりまえだという解釈のように聞こえるから、あらためてもう一度お伺ひしておきたいと思ひます。こういうやり方について。

○中村説明員 先ほど、私も一応いきさつは御説明申し上げましたし、それから副総裁からもいろいろ御説明申し上げましたので、おわかりになられたんじやないかと思ひます。ごさいすけれども、今までの事例から見ますと、順序が変わつて、異例的な格好にはなつておりますけれども、団体交渉の結果から見まして、そう特別な変わったことではないんじやないか。もちろんわれわれとしては、当時そういう判断をいたしましたときには、若干と申しま

すか、ある程度国労との問題が全然ない、これですらすらといふふうには考えたわけではございません。それはもちろんある程度問題が残る可能性があるというところは考えましたけれども、片一方においてわれわれの最終提案と考えましたものをそのままのむと

いつてきた組合がありましたので、それを断る理由もまたわれわれとしてはなかつたわけでありまして。両方の立場を考えまして、結局向こうと妥協という線にいつたというわけでありま

○肥田委員 中村常務、私が重ねてお聞きしておるのは、誤解をしないようにしていただきたいのは、あなたの方の交渉のやり方がどうこうということに私は触れておるわけじゃないのです。これは職務としてそれはやらされる場合もあるだろうというところは、私も認めておるのです。その結果がよくなるか悪くなるかは別なんです、大よそ今までの慣例として、それからいわゆる労働組合法というものが示す精神、それから労働管理上の正しい考え方として、そういうものを基本にしてものを考えた場合、他のものを片づけて、そ

これに応じたのかどうか。

○吾孫子説明員 たびたび申し上げておきますように、私どももいたしましては、組合が大きいから小さいからといって、違った申し出はいたし得ません、そういうことはできません。ですから、同じことをどの組合に対しても申しておたつたわけであります。今後とも同じことを申すつもりであります。

○橋委員 そういたしますと、大きい小さいで差別はしない。それは法律上はそうでしょう。しかし先ほど肥田君が言っておったように、とにかく三十二万の組合と、正確には何万あるか知

りませんけれども、そういうものとの意見が一致すればいいですよ、意見が一致すれば、管理者としてはそういうことを言っておいてもいいでしょう。しかし、その意見が一致しておらぬのですよ。意見の一致といいますが、その協定に対して国労は賛意を表しておらぬのですよ、現在の段階ではそうでしょう。そのときに三十三万の国労、つまり国鉄従業員の四分の三以上の団体を中心としてものを考えないのか、こういうことですよ。各委員が先ほど来言っているのは、これは常識じゃないですか。あなた、三十数万はどうなってもよろしい、こういうことですか。

○吾孫子説明員 私どもは四十五万職員を生かそうと思っておりますので、二万を生かそうとか三十二万を生かそうとか、そんなことは考えておりません。

○榎委員 それではおかしいじゃないですか。私も、今まで組合の中の立場におつてよくわかるんですが、慣行として今までやってきたのと今度のやり方は違うでしょう。あなたは自分たちのことが正當なりというふうに考えているから言いませんが、今までの慣行と違うじゃないですか。今まではこういうやり方をやったら問題はなかった。今度だけ組合の怒るのはけしからぬ、おれたちは正當だ、こうおっしゃるのですか。

○吾孫子説明員 今までに比較いたしますと、今までは団体交渉がだんだん着目して参りましたときに、組合の相互にいろいろ横の連絡もいたしておりますし、特に同じ、たとえば総評というような上部団体に加入している組

合の場合には、当然横の連絡があるのが普通でございますから、従来の例によりまして同じ日に——物理的にはどうしても前後はできませんけれども、同じ日に妥結しておつたのが今までの例でございます。そういう点から申しますと、今度のようなことは非常に珍しいことであつたと思います。

○榎委員 そうすると、従来の慣例ではない。珍しいという言葉をどういうことを意味しておるか知りませんが、従来の慣行と違うということは、副総裁もお認めになっておられます。やり方が珍しいということは、違うということですね。これはお認めになっておると思うのですが、私が承知しているのは、朝の三時とか六時というのですか、そのときの当局の出席者はだれですか、何名参加して、国鉄をゆるがすような問題提起の原因をお作りになったのですか、あなたも出席してですか。

○吾孫子説明員 従来の慣行というところでございますが、私が申し上げておりましたのは、労使の間の慣行ということよりも、むしろ組合同士が同じように、いつも一緒にあって、同じ時期に妥協をするのが、そういう習慣であつたということを申し上げておるわけでありまして。なお、一昨日の交渉の際には私は出ておりません。中村常務理事、職員局長以下関係の者が出席しておつたのでございます。

○榎委員 そうしますと、先ほど来の答弁を聞いておりますと、当局では何でもありません、あたたまえだというふうなお気持だと思つておられます。ところがわれわれも国鉄の民主化、再建については微力ながら協力をしてきたつもりで

す。しかし、断固としてこの線だけは譲れぬ、こういうわれわれの覚悟は十分御承知だと思つておられますが、あなたは、こういう結果をもたらした団交が大したものじゃない、そんな結果は出てこない、あたたまえじゃないか、こういう安易な気持で中村さんなりあるいは職員局長に団交の最終決定権を与えられたのか、あるいはそういう結果が惹起するであろうということを承知しながら、すでにあなたの方最高幹部はそういう方針でいくんだ、こういうことで、事前に中村さんなり当局側交渉委員の出席の代表の方、現場におつた代表の方にそういう決定権を委託されたのか、どちらですか。

○吾孫子説明員 私どもはいたしましては、団体交渉の対象が年度末手当の問題でございますので、今回の年度末手当として出される限度はこれまでである、だから、この限度でもって話をまとめるようにやってくれということをして、この担当常務以下に話をしておりました。それ以上話の仕方をどうしろのこうしろのという点までは一々指図はいたしておりません。その線でもってまとめたものは妥結し、まともになかつたものはあとに話が残つておるといふことでございます。

○榎委員 繰り返すようであります。あなた方が、正當であり、大したことはない、問題は小さいとお考えになつておられることが、実際はここ数年來、国労にとつては最大の問題となつておられるのです。しかし、そんなことはそつちの勝手だ、国鉄の運営がどうなるかと、もたつこうと混乱しよう、従業員——あなた四十五万とおつ

二万というのは、これは相当大きい数なんです。そういう連中が憤激をしておるようなことは、何もこつちに落度かなければ大したことはないじゃないか、こういうお気持ですか。あなたの御答弁を聞いておると、何か自分たちの数人の幹部の立場の正當性だけを主張なさつて、とにかく現場の三十数万の人がほんとうに腹から憤激をしておるという事態を收拾しよう、解決をしようという意欲がないじゃないですか。一体あなたは、自分たちは正當であると思つても、三十数万の人たちが憤激をしておる事態というのは反省をし、これを收拾しようという、管理者としての責務がなくなっちゃいかぬと思つておられるのです。ところが、あなた、こ

で自分たちの立場のみ、法律的にどうだとか、そんな正當化の議論ばかりやつておるじゃないですか。われわれは何も吾孫子副総裁、中村常務を憎うて言つておるのじゃないですよ。このような大問題が起きておるのをいかにしたら收拾できるか。そのためには、当局は誤つてはおらないといつても、現実には受け取る従業員は、幹部のやり方はわれわれをベテンにかけた、これは組織が守り得ないではないか、こ

ういつて、あなた方自体の当局の情報によつて十分知つておるのに、大憤激しておるのです。われわれも国鉄の再建については協力してきたが、こういうことをやられたのでは、もう素つ裸になつてその白黒を争うより方法がない、こう思つておるのです。そういうことを考えぬのですか。そんなものは、団交がどうだとか、大きいやつも小さいやつもどうだとか、あなたの方のそういう議論で納得するなら、

国鉄の運営がうまくいくなら、従業員が納得するなら、われわれも議論に負けておきましょう。しかし現実には、あなた方がそういう工合に主張すればするほど、現場の事態、運営というものは激高しているじゃないですか。憤激しておるじゃないですか。管理者として私は、これを打開する道はまだ方法があると思つておる。しかも幾らあなた方が正當化しようとしても、日本の労働運動なんというのは日が浅いわけです。だから、びんちんよんとワクにはめたような取りきめはないのです。日本の労働運動というものは、大

体日常の慣行を積み上げて、それが憲法となり基本精神となつて運営をされておるというふうなことは、私が言わなくても十分知つておるじゃないですか。その慣行を一夜にしてひっくり返すようなことをやつておる。そうしておれば正當だ。なるほど、字句を見れば、あるいは正當なところもあるかも知れない。しかしそれでは解決できぬじゃないですか。今日の管理者としては、国民に迷惑のかららないように、従業員がいかにしたら納得をするかという方途を考えなくちゃならない時期だと思つておる。何も吾孫子さんが、中村さんやあるいは職員局長の立場を正當化するために、ストライキ

が起きたり、利用者に迷惑のかかるようなことは、国民はまっぴらだと思つておるのです。あなた方が反省をし、打開の策を講ずれば、それであなた方二人、三人の面子という立場がつぶれたつて、正當な運営ができた方が、国民はどれだけ喜ぶかわからない。そういう点がちよつと食い違つておるじゃないですか。どうですか。

○榎委員 繰り返すようであります。あなた方が、正當であり、大したことはない、問題は小さいとお考えになつておられることが、実際はここ数年來、国労にとつては最大の問題となつておられるのです。しかし、そんなことはそつちの勝手だ、国鉄の運営がどうなるかと、もたつこうと混乱しよう、従業員——あなた四十五万とおつ

○香孫子説明員 私どもは少し違った考えをいたしております。

○榎委員 そういたしますと、違った考えというのはどういふことですか。それは組合を怒らしてこれをあなた方権力によって処分をして、そうして抑圧をすれば何とかなるだろう、こういう態度で将来いこう、こういうことですか。

○香孫子説明員 私どもは少し違った考えをいたしております。それは、もちろん国鉄の部内いろいろな波風が立つという事は、ひいては国民の皆様にも御迷惑をおかけする結果になるのでございませう。もちろんそういうことをできるだけやらないように努力しなければなりませんし、またそういう努力もするつもりでございませう。しかしそれだからといって、組合が満足するように、どんなことでもやらなければならぬかという事になりますと、これはまた経営者としての責任者の立場もございませうから、組合側が承知しておさまつてさへくれば、それで国民に対するわれわれの責務が果たされるかといえ、それは参らない。そういうわけで、何でもかんでもおさめさすればいいというふうには必ずしも考えまじいけれども、しかしこういうような事態、一部に非常に激昂した人たちがおるといふことは、これはやはり何とかしておさめなければならぬことでございませうから、今後ともこれらの方々の了解を得られるように状況をよくのみ込んでいただくように、繰り返し了承を求めるように努力をいたすつもりでございませう。

○榎委員 私は、五十万近い世帯でありますから、いろいろな点で波風の立つのは避け得られぬと思う。これはだれがやっても同じだと思ふのですよ。しかし今度の問題は、金が五百円、千円高いとか安いとかどうとかという問題じゃないのですよ。十何年やってくる、またあなたの方のやり方というものを一挙にして変えたのですよ。これは筋が通っておらぬですよ。だから、もし私があなたの方の立場に立てば、何もこれが最後の線なら、団交をしよう——しかし他の組合がこれで承知をする、国労どうだ、よその組合はこれで承知するが、どうだ、そんなことがなぜできぬのですか。今までやっておるじゃないですか。なぜそんなことができぬのですか。たとえばお互いに労使の腹の中は違つても、話し合いを続けていこうという事は、労働組合にとつては、話し合いを続けていけばマイナスになるという事は考えられぬですよ、たとい一厘でも、交渉というものは前途に進進を見出すための交渉をするのですから。そういうことを打ち切らずに、そういう言葉を与えておいて、そしてほかの組合とはとんとんでやって、そしてそのうちわれわれがお伺いすれば、これが最後の線で何ともなりません。それならなぜ団交を継続しましよ、話し合いをやりますよとばかかことを言つたのですか。あなたが組合の立場になつたつて、こんなものは怒らなければ男じやないですよ。あなたはだまされておるじやないですか。前の豊川の問題でもそうですよ。私は、あまりこまかい点には知りませんが、現地に行つていろいろ話を聞いた。従業員はほんとうに、国鉄の幹部というものはおれたちをだましておるといふ、涙を流して泣いておるよ。事情を聞いてみたら、昭和三十三年——あなたの方は、運賃の値上げでも、国鉄のいろいろな問題でも、経営調査会の答申があつたから、答申があつたからと言つておる。答申を見れば、豊川を残しておけと書いてあるじやないですか。第一次の何とか調査委員会でも存置することが書いてある。第二次にも書いてある。第三次にも書いてある。それをことしになつて全部廃止だ、従業員は泣いておるよ。きのうまではやれ三百名が五百名に増員になるのだ、こんな宣伝を工場長にやらしておいて、そして一夜明ければ一人もおらぬように焼野原にする。こういう従業員を憤激せしめたおる責任者はどういふ責任をとるのですか。そして労働組合が実力行使をやれば、あなた方は権力で首を切ることを、処分することしか知らぬじやないですか。こういうばかか、従業員に希望を持たしておいて、そういう政策を変更する。管理者、経営者は一体今日までどういふ責任をとつたか言つてもらいたい。

○香孫子説明員 経営合理化過程におきましては、いろいろな気の毒な事情の方が出てくるという事は、私どもとしてもまことに遺憾に存じておるわけでもございませうけれども、その影響の程度を最小限にとどめましようという程度で配置転換その他の条件をきめたり、その他の施設をやつたりして、それらの方々にはいろいろお気の毒な方もいらつしやいますけれども、最後的には了承していただいで処置をいたしておるわけでもございませう。

○榎委員 私は国鉄の運営上すぐはできないうが、将来はこういう構想である、長年かかつて従業員にそれは不満ではあつても国鉄の運営上こうあらねばならないというので、説得をしないならいいですよ。特に最近豊川が問題が起きたので、言つてみれば、きのうまで、去年とまるで反対ですよ。これは労働組合が出した答申案とか、委員会の決定じやないのですよ。当局の鉄道工場調査委員会、こんなような委員会を作つて、あなた方は外部の学識経験者に調査を依頼をしてこれははつきり存置と書いてあるじやないですか。工場合理化方策第一次案、第二次案みんな存置と書いてあるじやないですか。これは労働組合がやつたのじやないんですよ。あなた方がやつたのですよ。ひまと費用を……これは遊んでおるのですか。これは何をやつたのですか。こうして何かといへば、やれ経営調査諮問委員会だ、あるいは経営調査会からかかる答申がありましてからこうして下さい、それを唯一の根拠にしたあなた方は国会に要請しておつたのじやないですか。その調査会が存置という答申を出しておる。以下これ十六年までですか、全部そういうことを出しておいて、そしてあなたの方の運転と工作の派閥争いかなにか知らぬが、急に一つも残さず全部ゼロにするのだ。このこと一つだけでもあなたの身にそういふうやしさがあるいはそういう感情そういふものが、ないから何とも感じないと思ひますが、従業員なんというものはどういふ心境でおるとお思ひになる。全く国鉄の幹部というものはわれわれをだますことにかかつておる、こういふ憤激してお

るのですよ。だから、この前も組合との協定は協定であるけれども、とにかくこういう感情をやわらげて国鉄の運営に協力させるためにはなんとか手がないか、こういつて話したのではありません。われわれは何もあなたの方をやり込めて喜んでおる、こんなことは考えていないのですよ。当局のやつてきた豊川については、無理の連続なんです。愚弄の連続なんです。だましておるのですよ、従業員を……そうして土地を売り、うちを売つていかなければならぬというので、家族や子供は泣いておる。当局は自分の身に関係がないから涼しい顔をして、あくまでも強行だ、文句を言へば処分をして、あるいは首切り、あるいは減俸だとか言つておる、そんなことをやればもういいだろう。これではうまくいかないというのです。話が横道にそれたのですが、あなた方が幾ら正當化しようと思つても、これは近來になく国労の組合員は憤激しておると思ひます。私は、この難局をあなた方が打開するのに大して国鉄の経営に支障を及ぼすような金も要らぬと思ふのですよ。なぜそんなつまらぬ面子を捨てて打開しようとしないうのですか、なぜその二万かの組合が、寄せ集めの組合かしらんの立場を擁護されるのですか。しかも現場へ行つてごらんない。副総裁や中村常務は知つておられるかどうか知りませんが、あの第二組合なんというものは、当局がひまと金とにあかして作り上げた人が多いいですよ。先ほど勝澤君も少し触れておつたのですが、あなたの意思であるかどうかは知りませんが、当局の地方幹部がこの脱退を勧誘

し、そうして職能別組合を大鼓をたたき、金なり利益運動をやつて、そうしてこれは作つておるのですよ。これは公然の事実なんですよ。なぜ三十数万の国鉄運営の主体の人たちをへ理屈は言わずに打開しようとしなののか、なぜ幹部数人の面子にこだわらなくちゃならないのか、こういう点がわれわれにはどうしても理解できない。どうですか。

○吾孫子説明員 私どもは何か少数の者の面子にこだわつてどうこうというやうなことは考へておりません。再々申し上げますように、組合が大きいから小さいからというやうなことで差別待遇はいたすべきものではないというふうに考へております。

○勝澤委員 二十六日じゅうに決着をつけ、三十一日には支給したいと当局が強い態度で提案をした、国労はこれが不満だということで、そうして紛争が起きて、その紛争解決をするために当局から一方的な国交の打ち切りや他労組との妥結はしない、こういうことがあつたために、二十六日の夜中の紛争は一応回避された、こう言われておるわけですか。副總裁それは御存じですか。

○吾孫子説明員 私は他労組との妥結をしないというやうな約束をしたなんということは聞いておりません。

○勝澤委員 二十六日の夜に、二十六日じゅうに決着をつけて三十一日は支給したいという提案があつて、国労とそのほかの組合と意見が食い違つて、そのために紛争が東京管内に起きたということは御存じですか。

○吾孫子説明員 当局側が三十一日に支給できるようにしたいと、これは組

合側からもそういう御要望があつた組合もありますので、三十一日に支給できるようにしたいということを言つておつたことは知つております。また国鉄労働組合との間でなかなか話がつかない、団体交渉が延びそうだということも知つております。

○勝澤委員 二十六日じゅうに決着をつけた、三十一日に支給をした、こういうことをめぐつて二十六日の夜に紛争が生じておつたことは御存じですか。

○吾孫子説明員 国鉄労働組合との間に話がつかずにおつたことは聞いておりました。

○勝澤委員 そのために国電に二十七日の早朝影響するやうなことが行なわれて重大な事態になつておつたということは御存じですか。

○吾孫子説明員 一部にそういう動きがあるということも聞いておりました。

○勝澤委員 それを收拾するためにどういうことが行なわれたかということも御存じですか。

○吾孫子説明員 そのときには、そのことは知りませんでした。

○勝澤委員 それを收拾するために行なわれた行為が問題になつてゐるので、それを收拾するために行なわれた行為がまさに手練手管まさにごまかしだ、まさに背徳行為なんだ。それが問題になつてゐる。それが発端なんですよ。ですから、先ほど榎委員が言われましたように、あなたの、中村理事なりあるいは河村職員局長なり、その面

子だけを保持するために、国民に迷惑をかけさせ、三十数万の国鉄職員が重大決意をして、この国鉄のやり方に対して

憤激を起している。これが今日の実情じゃありませんか。これはやはりあなたたちが——大体常識考へて私はわかるところなんです。あなただつて知つてゐるはずだと思ふんです。無理な形でとにかくものがまとまつてゐる。大体どこの組合でもどこの会社でもそうですよ。まあ専断が団体交渉に出てきた、これじゃだめだ、一つ副社長出てこい、副社長じゃだめだ、そこで三百円から五百円、五百円から千円、こう上がつていくのがこのごろどこでも民間の組合のあれじゃないですか。そして社長が出てきて、これが最終ですよ、それでストライキになるとかならぬとかいふ問題が出てくるんです。一体今の異常な状態で、予想もしなかつた状態で、とにかくまとまりそうにないやうな方は過去の国鉄労使の問題になつたのだということ、二十六日の夜中には大へんな問題が起つたんです。だから、大へんな問題が起つたための一つの妥結条件として、一方的に国交の打ち切りや他労組との妥結はしない、こう当局側が折れて、まあこの問題は終つて夜中の三時ですよ、六時、ともかくだまし打ちをしておつてやつたんですから、現場の人たちはよく知つてゐます。だから、ここに問題がある。ここが大きな問題になつてゐる。それは副總裁が直接にいなかつたというところは明確になりました。中村常務と河村職員局長がやられたというものは明確になりました。ですから、あなたには知らない——それは知らないでけつこうです。しかし今日このやうな状態が起きている、ということはこれはなまやさしい事ではない。ところが

当局と国鉄労働組合との年度末手当は一体どういふ形で妥結になるだろうかと、どういふことが行なわれるだろうかと、どういふことが予想しておつたというんです。予想以上のことが行なわれようとしてゐるじゃありませんか。予想以上のことが行なわれようとしてゐるの何故原因であるのか、あなたは何故原因であるかといふことをお考えになつておつたと思ふんですが、何故原因でこつたやうなふうになつてゐる状態で、紛争が起き、かつてない異常な状態でゐるかと、どういふことをどういふやうにお考えになつておられますか。

○吾孫子説明員 少なくとも私は、手練手管や背徳の行為が原因でこつたことが起つたとは思つておりません。それでこつたやうな状態になつておつたということはまことに遺憾しくおどろきと思ひます。

○勝澤委員 あなたは今までの経過の中から考へて、年度末手当の問題がこつたやうに紛糾してこつたやうに強い行動が行なわれるとあなたは予想してゐなかつた、いな、いふやうな事態が起きた原因は何か、これは明確になつてゐる。それはあなたが裏切つたのじゃない。あなたが背徳行為をやつたのじゃない。しかし、とにかく労使の問題でまかせた中村常務なりあるいは河村職員局長なりの行なつた行為というやうなものがある問題になつてゐる。こつたやうな大きな問題になつてゐる。これは異常な状態です。先ほど榎さんも言われましたが、国鉄の民主化、国鉄の再建については、われわれも努力してきた。そのことは、国鉄当局も労組も共に協力し

お互いに切磋琢磨し、お互いに協力し合つてきた。しかし、多くの労働者が今日積極的に新五年計画なり新幹線建設なり——上の方は汚職が何かやつてゐるかもしれないが、下の方は素樸になつて、まるで裸になつてやつてゐるのです。裸でもつてみんな仕事してゐるのです。一番劣悪な労働条件でもつてやつてゐるのです。今日二十四時間勤務なんというのがどこの民間企業にありませんか。下積みで積まれて、下積みでたかたかた仕事をしてゐるのです。そういう人たちが憤激して怒つてゐる。私は、この問題はもっと重要にあなただが真剣に考へていただきたい、考へなければならぬと思ひます。また、これは当然三十一日に起こる事態を回避するためのあなたの努力をしなければいかぬと思ふ。一常務や局長のやつたことをカバーする、このことだけできつちうきつちうとして国民に大きな迷惑をかけ、国鉄三十数万の労働者の憤激を買つたら、国鉄経営というものは成り立つていきませんよ。あなたたちが幾ら号令をかけたつて、号令をかけるそばから、何を言つてゐるんだ、上は汚職をやつて金もうけをしてやつてゐるやないか、おれたちが働いてどうなるのだ、おれたちが一生懸命経営能力を上げたつて、片方で国鉄の経営はどうなつてゐるのだ、こ

委員長、もう少し私は質問を続行したいのですが、社労の方へ副總裁から中村常務、呼ばれてゐるやうでありますから、船員法の終つたあとでもまた質問させていただきます。また一番重要な東洋電機の問題につきまして、まだ何もしてゐないわけでありまして、これは、運輸を担当

合つてきた。しかし、多くの労働者が今日積極的に新五年計画なり新幹線建設なり——上の方は汚職が何かやつてゐるかもしれないが、下の方は素樸になつて、まるで裸になつてやつてゐるのです。裸でもつてみんな仕事してゐるのです。一番劣悪な労働条件でもつてやつてゐるのです。今日二十四時間勤務なんというのがどこの民間企業にありませんか。下積みで積まれて、下積みでたかたかた仕事をしてゐるのです。そういう人たちが憤激して怒つてゐる。私は、この問題はもっと重要にあなただが真剣に考へていただきたい、考へなければならぬと思ひます。また、これは当然三十一日に起こる事態を回避するためのあなたの努力をしなければいかぬと思ふ。一常務や局長のやつたことをカバーする、このことだけできつちうきつちうとして国民に大きな迷惑をかけ、国鉄三十数万の労働者の憤激を買つたら、国鉄経営というものは成り立つていきませんよ。あなたたちが幾ら号令をかけたつて、号令をかけるそばから、何を言つてゐるんだ、上は汚職をやつて金もうけをしてやつてゐるやないか、おれたちが働いてどうなるのだ、おれたちが一生懸命経営能力を上げたつて、片方で国鉄の経営はどうなつてゐるのだ、こ

しているわれわれが何もやらずに、ほかの委員会ばかりがやったということになったら、運輸委員会、何をやっているのだということになります。そうすれば、これは委員長としても大へん世間に申しわけないわけですから、ぜひ一つ続けて質問させていただくようにお願いして、私あと保留して、きょうはこれで終わります。

○簡牛委員長 次会は明二十九日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十八分散会

〔参照〕

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年四月五日印刷

昭和三十七年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局